

令3日ス振調第475号

令和4年2月10日

回 答 書

競争加入者各位

契約担当役

独立行政法人日本スポーツ振興センター

理事長

芦 立

訓

件名：新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業

「第1回入札説明書等に関する質問」について、別添のとおり回答します。

注) 原則、受領しました質問書の資料名、页数、行数等のとおりとして、回答について整理をしています。

注) 「第1回入札説明書等に関する質問」は、入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項に関する内容を対象としています。本対象以外に関する質問につきましては、「第2回入札説明書等に関する質問回答」において回答を公表します。

なお、回答欄に「ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。」とある質問については、「【様式1】入札説明書等に関する質問書」の再提出は必要ありません。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
1	入札説明書	iv			構成企業	議決権を保有し事業者から特段の業務を受託しない企業についても構成企業として扱うことは可能でしょうか。このような企業を構成企業と呼ばない場合にどのように定義されるのでしょうか。	本事業において、構成企業には特定事業の業務を一部でも実施することが求められ、応募グループを構成する企業として応募申請書類に構成企業として記載する法人は特定事業の業務を一部でも実施することが必要です。
2	入札説明書	iv			定義集	構成企業の定義について、「議決権を保有し、事業者からの委託を受け本事業の業務を実施する法人」とありますが、事業者からの業務を委託を受けなくても社員がSPCに出向し、主な業務を実施する（業務責任者や業務担当者となる）場合には、構成企業として登録できると考えてよろしいでしょうか。	構成企業は「応募グループを構成する法人」であって、議決権を保有し、事業者からの委託を受け本事業の業務を実施する法人」であり、社員のSPCへの出向の有無ではなく、本定義に基づき判断することになります。
3	入札説明書	iv			定義集	無議決権株式の保有者（無議決権株主）は、議決権を保有せず、各業務の委託も受けないものであることから、構成企業及び協力企業に該当しないものとの理解で宜しいでしょうか。	業務の委託を受けない企業は、構成企業又は協力企業に該当しないものでありますが、完全無議決権株式の保有者であっても、業者からの委託により各業務を実施する法人は協力企業に該当します。入札説明書の定義集をご参照ください。
4	入札説明書	iv			定義集	無議決権株式の保有者（無議決権株主）は、「応募グループを構成する企業」にある構成企業又は協力企業でないことから、参加申請は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	完全無議決権株式の保有者であっても、業者からの委託により各業務を実施する法人は協力企業に該当しますので参加申請書類に記載していただく必要があります。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
5	入札説明書	iv			定義集	事業者から業務を委託された業務委託先企業から、再委託により業務を実施する企業については、「協力事務所」として記載するという理解でよろしいでしょうか。	協力事務所は設計業務や工事監理業務において、再委託先のうち分担業務分野の主任技術者が所属する事務所になります(必要に応じて【様式7-2】及び【7-5】に記載してください)。その他の再委託先は参加表明書等に記載する必要ありません。
6	入札説明書	2	4		(4) 事業範囲	「本事業は、次に示す特定事業及び任意事業により構成される業務を対象」とあるものの、本入札説明書では任意事業の記載がありませんが、本事業を構成するのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
7	入札説明書	2	4		(4) 事業範囲	「ラグビーその他スポーツ振興に資する業務」であるが、当該業務を「本敷地及び本施設等を利用せず」に、「事業者以外が実施する場合」には、当該業務を任意事業として取り扱うことでよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
8	入札説明書	3	13		(4) 事業範囲	ウ. 運営業務について、新規に設立する企業に委託することは可能でしょうか。	運営業務を事業者から新規設立する企業に委託することは可能です。ただし、当該企業が運営業務を主として実施する場合は、構成企業となる必要があり、参加表明書提出時点で法人化されており、資格要件を満たすことが必要です。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
9	入札説明書	3	13		(4) 事業範囲	ウ. 運營業務について、新規に設立する企業に委託することが可能な場合、主として運營業務を実施する者は、当該企業への出資企業を指すという理解でよろしいでしょうか。	質問No.8の回答をご参照ください。 新規に設立する企業が運營業務を主として実施する場合、新規に設立する企業が構成企業の要件を満たしていることが求められ、事業者の議決権を有することが必要です。
10	入札説明書	3	14		(4) 事業範囲	主として実施する者の判断基準はございますでしょうか。	「主として実施する」とは、記載の業務について応募グループの中で主として実施することを意味します。合理的な説明が可能な範囲内で応募者においてご判断ください。
11	入札説明書	3	16		構成企業又は協力企業	ア a. 設計業務及び c. 工事監理業務、並びにイ. 開業準備業務及びエ. 維持管理業務を委託により実施する場合、当該業務を主として実施する者は構成企業又は協力企業でなければならないとあるのは、構成企業及び協力企業からの再委託先が主として実施することを認めないという趣旨でしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
12	入札説明書	3	28		(6) 事業期間	「遅くとも令和 10 (2028) 年4月1日にはI期の供用が開始できるようにすること」との記載がありますが、「供用が開始」とはI期の施設引渡時との理解で宜しいでしょうか。運営開始日の記載もありますが、念のため「供用開始」及び「運営開始日」それぞれの定義をご教示ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
13	入札説明書	4	3	—	第1.3.(6)事業期間	「スポーツ博物館の維持管理期間は、スポーツ博物館の引渡日の翌日から運営権設定日の30年後の応当日の前日までとする。」とは、スポーツ博物館の供用開始時期がII期の供用開始時期と同日となった場合には、スポーツ博物館の維持管理期間は30年間よりも短い期間になるとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
14	入札説明書	4	3	図表 1 事業スケジュール(予定)	第1.3.(3)事業方式	新秩父宮ラグビー場の確認申請は、計画敷地(全体)(面積:43,466.67㎡)で行うこととし、神宮野球場は除却建築物扱いとなり、新秩父宮ラグビー場I期供用開始時には仮使用認定が必要となると考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
15	入札説明書	4	5		(7) 収入及び費用に関する事項 ② 事業者の収入	事業者の収入の中に「興行収入」と記載がありますが、この理解としては、事業者自らが興行主として興行を行うことで得られる収入で正しいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
16	入札説明書	4	19		Ⅱ期の供用開始時期	Ⅱ期の供用開始時期は、令和16年8月1日以降でも認められると理解してよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
17	入札説明書	4	21		運営権対価	<p>「相殺済みの運営権対価については、いかなる理由があっても事業者への返還は行わないものとする」とあります。</p> <p>1) 実施方針内容から修文されておりますが、変更に至った背景・理由について御教示ください。</p> <p>2) 修文されておりますが、不可抗力により例えば事業が中止する事態となった場合には、御協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
18	入札説明書	4	21		運営権対価	<p>「相殺済みの運営権対価については、いかなる理由があっても事業者への返還は行わないものとする」とありますが、例えばⅠ期の供用開始直後に事業者の責によらずに事業が中止となった場合、運営権対価の返還が得られなければ事業者は莫大な負債を抱えることとなります。このような条件では、資金調達を行うことが著しく困難と考えますので、不可抗力などの事業者の責によらずに事業が中断、中止となった場合は返還していただけないでしょうか。</p>	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
19	入札説明書	5	6		サービス対価	事業者を支払われるサービス対価について、上限額はあるのでしょうか。ある場合に、その額は公表されないのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
20	入札説明書	5	6		サービス対価	施設整備費と維持管理業務に関するサービス対価について、夫々の上限額はあるのでしょうか。それとも合算額で上限を設けておられるのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
21	入札説明書	5	13		第1.3.(7)④事業者の費用負担	「なお、固定資産税及び都市計画税については、I期の施設整備期間中に事業用地に対して課税されることとなった場合に限り当該期間中はJSCの負担とするが、I期の施設整備期間経過後に課税されることとなった場合は当該課税の事由にかかわらず事業者の負担とする。」とあるが、少なくともJSCの事由により課税される場合はJSCの負担としていただくという理解でよいか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
22	入札説明書	5	13		(7)収入及び費用に関する事項 ④ 事業者の費用負担	尚書で、「I期の施設整備期間経過後」との文言が御座いますが、これは「I期の施設引渡後」との理解で宜しいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
23	入札説明書	5	14	第1、3、(7)、④	事業者の負担	<p>本事業は、スポーツの力で未来を育てるスタジアムというビジョンを秩父宮ラグビー場において実現する為、必要な資金を運営権対価として最低 100 億円以上事業者より JSC が取得するスキームです。運営権対価はコンセプトでもある「様々なシーンに対応できる誰もが心地よいスタジアム」により利用料金収入等を最大化することで捻出されるものですが、事業者はコンセプト実現を目指した結果「スポーツの振興のため必要な業務を行う施設」と判断され固定資産税・都市計画税が課税されるリスクを事業者が負うという矛盾を抱えることとなります。また固定資産税・都市計画税の負担額は大きく、事業性に大きく影響を与えることから施設整備費及び運営権対価の下振れ要因となりますので課税リスクの分担方法については再考をお願い致します。</p>	<p>ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。</p>

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
24	入札説明書	5	20		第1.3.(8)事業者による運営の結果生じる利益の帰属	スポーツ振興のための還元の基準として、当期純利益の130%を基準と修正されていますが、130%と設定した背景・根拠をお教えいただきたい。 また、この130%の基準については今後協議により変更を検討することは可能でしょうか？	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
25	入札説明書	5	20		(8) 事業者による運営の結果生じる利益の帰属	「ラグビーその他スポーツ振興に資する業務」であるが、「当該業務を任意事業として実施する場合（注）」には、当該業務により生じた利益は、利益還元額の算定から除外してよろしいでしょうか。 (注)「本敷地及び本施設等を利用せずに、事業者以外が実施する場合」をさす	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
26	入札説明書	5	20		第1.3.(8)事業者による運営の結果生じる利益の帰属	スポーツ振興のための還元の基準として、当期純利益の130%を基準と修正されていますが、130%と設定した背景・根拠をお教えいただきたい。 また、この130%の基準については今後協議により変更を検討することは可能か。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
27	入札説明書	5	28		還元対象額	税引き後の当期純利益が基準となっておりますが、当該額が確定するのは年度の決算が終わった後になります。年度中に還元実施計画を策定とありますが、額の変動による計画の変更は認められると理解してよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
28	入札説明書	5	35		還元対象額	還元実施期間中の年度に収益が悪化した場合は、前年度に還元が必要な額の当期純利益があったとしても、還元しない、或いは一部しか還元しないことができるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
29	入札説明書	6	3		(8) 事業者による運営の結果生じる利益の帰属	尚書で、「還元額の使途に応じて適切な会計処理を行うもの」とありますが、内容によっては JSC 殿に対する寄附行為とすることも可能になるという理解で宜しいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
30	入札説明書	7	26	図表 2	2. 事業者の選定の手順に関する事項 (1) 選定手順及びスケジュール	本事業の選定スケジュールでは、対話が予定されていませんが、JSC 殿・事業提案者間で本事業に係る理解等を一致させるためにも実施できればと考えますが、対話の実施を検討いただくことは可能でしょうか。	応募者ごとに個別の対面形式等による対話は実施しません。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
31	入札説明書	7	27		(1) 選定手順及びスケジュール	本事業は、日本ラグビーの「聖地」となる大型施設の整備と、その後30年間の事業運営を行う、大変高度な事業と理解しております。そのため、応札前にJSCと応札予定者の認識齟齬がないよう、他の類似事業等で設定されている個別対話を設定いただけないでしょうか。	質問 No. 30 の回答をご参照ください。
32	入札説明書	7	27		(1) 選定手順及びスケジュール	本事業は BT+コンセッションという前例の少ないスキームであるとともに入札価格の計算等が独自の仕組みとなっていることから今回用意頂いている質疑回答プロセスでは事業者側の疑問、不安が解消されないと考えております。他のコンセッション・PFI 案件の入札プロセスで行われる個別対話、競争的対話等の場合は今回設けないとの回答も以前頂いておりますが、改めて個別対話・競争的対話等口頭での意見交換の機会を頂けますでしょうか。	質問 No. 30 の回答をご参照ください。
33	入札説明書	8	1		(2) 応募手続き等 ① 入札説明書等に関する質問・回答	「入札説明書等に関する質問を行う者は、(中略)、メールアドレスに期限必着にて提出するとともに、書面を郵送又は託送にて第4.11 に示す担当部署に期限必着にて提出すること」とありますが、持参にて提出でも宜しいでしょうか。	持参による提出も受け付けます。入札説明書を修正します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
34	入札説明書	8	2	—	第2.2.(2)①入札説明書等に関する質問・回答	メール提出と共に、「書面を郵送又は託送」とありますが持参も託送と同じで可という認識で宜しいでしょうか。	質問 No. 33 の回答をご参照ください。
35	入札説明書	8	8		① 入札説明書等に関する質問・回答	「別紙1 業務要求水準書」の参考資料1～14 及び閲覧資料1～3と記されている資料に関する質問に対する回答についての第二次被開示者への開示は、先に提出した「第二次被開示者への資料開示通知書」に記載した第二次被開示者のみ可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
36	入札説明書	8	8	図表3 入札説明書等に関する質問・回答のスケジュール	① 入札説明書等に関する質問・回答	第1回の質問・回答は事業者の募集及び選定に関する事項に限定されておりますが、提案内容の早期具体化、深度化を可能とする意味でも、第2回、第3回の質問・回答のスケジュールをもう少し前倒ししていただけないでしょうか？	スケジュールの前倒しは致しません。
37	入札説明書	8	32	図表3	第2.2.(2)①入札説明書等に関する質問・回答のスケジュール	第2回・第3回の入札説明書等に関する質問は、第1回と違い、範囲の限定はないとの認識でよいか。	ご理解のとおりです。
38	入札説明書	9	2	—	第2.2.(2)②ア 守秘義務対象資料の配布及び閲覧の申請	【様式2-3】守秘義務の遵守に関する誓約書に押印は不要でしょうか。	押印は不要です。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
39	入札説明書	9	2	—	第2.2.(3)②ア 守秘義務対象資料の配布及び閲覧の申請	【様式2-4】第二次被開示者への資料開示通知書に押印は不要でしょうか。	押印は不要です。
40	入札説明書	9	2	—	第2.2.(4)②ア 守秘義務対象資料の配布及び閲覧の申請	【様式2-5】破棄義務の遵守に関する報告書に押印は不要でしょうか。	押印は不要です。
41	入札説明書	10	9		② 守秘義務対象資料 ウ 守秘義務対象資料の閲覧 c 時間	閲覧可能回数は、a. 期間に記載される間であれば複数回実施しても良いのでしょうか。それとも4コマ（期間中8時間のみ）を上限との理解でしょうか。	閲覧可能回数は、4コマ（期間中8時間のみ）を上限とします。
42	入札説明書	10	32	—	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	正1部および副2部の計3部にすべて原本を添付という認識で宜しいでしょうか。	添付書類のことを指すのであれば、副2部は写しでも構いません。
43	入札説明書	10	32	—	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	電子データ(DVD)には、事業名や応募グループ名を記すものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
44	入札説明書	10	32	—	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	有価証券報告書や会社概要等、枚数の多い書類は両面印刷でも宜しいでしょうか。	添付書類は、両面印刷でも構いません。
45	入札説明書	10	32	—	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	参加表明等の提出書類が1冊のドッチファイルにおさまらなかった場合は分冊とし、番号をつけて複数冊で提出しても宜しいでしょうか。	極力1冊での提出をお願いしますが、収まらない場合は分冊でも構いません。
46	入札説明書	10	32	—	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	ドッチファイルには、事業名や応募グループ名を記すものと考えて宜しいでしょうか。	参加表明書の提出においてファイルに事業名や応募グループ名の記載をお願いします。なお、事業提案書の提出において、副20部には応募グループ名は記さないでください。
47	入札説明書	10	32	—	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	「参加表明書等」について、正1部および副2部の計3部にすべて原本を添付という認識で宜しいでしょうか。	質問No.42の回答をご参照ください。
48	入札説明書	10	32	—	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	【様式3】参加表明書に押印は不要でしょうか。	押印は不要です。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
49	入札説明書	10	32	【様式3】参加表明書	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	応募グループ名に使用できない文字や記号等はございますでしょうか。また、応募グループ名の変更は可能でしょうか。	特にありませんが、判別等の困難な文字の使用は避けてください。参加表明書提出以降、応募グループ名の変更はできません。
50	入札説明書	10	32	【様式4】応募グループの名称等	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	一つの業務を複数社(共同)でJVを組成して行う場合、その旨の記載は必要でしょうか。	一つの業務を複数の企業で分担すること自体は妨げられませんが、建設業務(経常JV)以外でJVを組成(共同企業体)しての応募は認められません。 一つの業務を複数の企業で分担する場合、分担する業務の内容について記載してください。
51	入札説明書	10	32	【様式4】応募グループの名称等	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	設計業務について、意匠・構造・設備その他を複数社(共同)で行う場合、カッコ内にはこれら全てを記載すれば宜しいでしょうか。	質問No.50の回答をご参照ください。 一つの業務を複数の企業で分担する場合、分担する業務内容や各社の役割がわかるような記載が必要です。
52	入札説明書	10	32	【様式4】応募グループの名称等	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	直近3期分の有価証券報告書は連結のものを提出すると考えて宜しいでしょうか。	連結財務諸表を作成している場合は法人単体の財務諸表に加え、連結財務諸表も提出してください。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
53	入札説明書	10	32	【様式4】応募グループの名称等	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	参加表明段階では、携わる業務の分担が応募グループ内で協議中であり、分担する業務内容については空欄とさせていただきますでしょうか。	分担する業務の内容を空欄とすることは極力避け、記載を工夫してください。
54	入札説明書	10	32	—	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	【様式5】委任状に押印は不要でしょうか。	押印は不要です。
55	入札説明書	10	32	—	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	【様式6】競争参加資格確認申請書に押印は不要でしょうか。	押印は不要です。
56	入札説明書	10	32	—	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	様式6の⑥実績を証する書類とは、様式7-1、様式7-2①～⑥、様式7-3①～⑦、様式7-4①～④、様式7-5①～⑤のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	入札説明書	10	32	—	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	【様式7-1】応募グループに必要な参加資格要件に関する誓約書に押印は不要でしょうか。	押印は不要です。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
58	入札説明書	10	32	【様式7-2①】【様式7-2②】【様式7-2③】【様式7-2④】【様式7-2⑤】	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	「分担業務分野及び立場」はどのような内容を記載すればよいかご教示下さい。	様式に記載しようとする技術者が、同種業務において、どのような分野（建築分野・電気設備分野など）でどのような立場（管理技術者・担当技術者など）で携わったのかを記載してください。
59	入札説明書	10	32	【様式15】関係者一覧表	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	提案書類に提示したA社からZ社に対応する企業名を記載することになっていますが、代表企業、構成企業、協力企業以外の金融機関、保険会社、監査法人等も匿名にしなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	入札説明書	10	32	【様式15】関係者一覧表	第2.2.(2)⑤参加表明書の受付、競争参加資格の確認、競争参加資格の確認結果の通知	協力事務所とその他関係者の違いをご教示下さい。	協力事務所は、入札説明書 第2. 3.(4)⑦（16頁）をご参照ください。代表企業、構成企業、協力企業、協力事務所に当てはまらない者が「その他関係者」となります。
61	入札説明書	11	11	—	第2.2.(2)⑥ 事業提案書及び入札書の受付	Microsoft wordを使用することですが、イラストレーターで作成のうえPDFで提出することをお認め頂けないでしょうか。お認め頂けない場合、イラストレーターで作成した画像データをMicrosoft wordに貼り付けることでも宜しいでしょうか。	DVDの提出時のファイル形式はword形式又はexcel形式+PDF形式となります。テキストはコピーアンドペーストが可能なモードとする必要がありますが、画像は他で作成したデータの貼り付けでも構いません。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
62	入札説明書	11	11	—	第2.2.(2)⑥ 事業提案書及び入札書の受付	事業提案書の正本も副本と同様に、社名を表記しないものとし、様式15(関係者一覧表)を先頭に綴じることで宜しいでしょうか。	事業提案書の正本には社名を表記ください。また、正本、副本ともに様式順に綴じることとしてください。(【様式15】は正本のみに必要です。)
63	入札説明書	11	11	—	第2.2.(2)⑥ 事業提案書及び入札書の受付	事業提案書に、実績等を示す写真や施設名を表記することは可能でしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、応募者が特定・類推できないよう配慮してください。
64	入札説明書	11	11	—	第2.2.(2)⑥ 事業提案書及び入札書の受付	「右肩にページ番号を付すこと」とありますが、様式ごとに○/○という表示にすれば宜しいでしょうか。もしくはファイル全体の通し番号が必要でしょうか。	該当箇所に当該記載はありませんが、様式が複数ページにわたるときは、右肩にページ番号を付してください。ファイル全体の通し番号は不要です。
65	入札説明書	11	11	—	第2.2.(2)⑥ 事業提案書及び入札書の受付	【様式8】入札書及び事業提案書等提出届に押印は不要でしょうか。	押印は不要です。
66	入札説明書	11	11	—	第2.2.(2)⑥ 事業提案書及び入札書の受付	【様式10】入札書に押印は不要でしょうか。	押印は不要です。
67	入札説明書	11	11	—	第2.2.(2)⑥ 事業提案書及び入札書の受付	【様式11】業務要求水準書に関する確認書に押印は不要でしょうか。	押印は不要です。
68	入札説明書	11	21	—	第2.2.(2)⑥ 事業提案書及び入札書の受付	事業提案書及び入札書を提出する者が代表企業の代表者ではなくても、その者が代表企業の社員であるならば、委任状(復代理人)(別添1)の提出は必要ないという理解で宜しいでしょうか。	復代理人が入札する場合には委任状(復代理人)(別添1)の提出が必要になります。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
69	入札説明書	11	21	—	第2.2.(2)⑥ 事業提案書及び入札書の受付	委任状(復代理人)(別添1)に押印は不要でしょうか。	押印は不要です。
70	入札説明書	11	27		ア 入札方法等 a	「a 応募グループは、入札書及びに必要事項を記入し、…」とありますが、正しくは「入札書及び入札金額内訳書」でしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、入札説明書を修正します。
71	入札説明書	11	29	—	第2.2.(2)⑦ア 入札方法等 a	「入札書及び」の次に何らかの書類名が入るのではないかと思います。該当するものがございましたらご教示下さい。	質問 No. 70 の回答をご参照ください。
72	入札説明書	11	32		第2.2.(2)⑦ア入札方法等 a	「著しい不備」とは具体的にどの程度のもを指すか。	該当箇所に記載のとおり、内訳書の合計金額が入札金額に一致しない等を指します。
73	入札説明書	12	5		(2) 応募手続き等 ⑦ 入札及び開札 d	開札において、入札した復代理人とは別の者が立ち会う場合、委任状(復代理人用)は再度必要でしょうか？	委任状(復代理人用)は再度必要です。
74	入札説明書	12	8		(2) 応募手続き等 ⑦ 入札及び開札 e	開札は、一グループあたり何人まで立ち会うことができるでしょうか？	代表者又は復代理人の1名です。
75	入札説明書	12	10		第2.2.(2)⑦ア入札方法等 f	「代表企業へ連絡する」とあるが、どのような連絡手段を想定しているか。	連絡先に記載された担当者への電子メールを想定しています。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
76	入札説明書	12	11		(2) 応募手続き等 ⑦ 入札及び開札 g	「契約担当役が指定する日時において再度の入札を行う。」とありますが、当日ではなく改めて後日指定されるとの認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
77	入札説明書	12	11		(2) 応募手続き等 ⑦ 入札及び開札 g	1回目の開札の結果、全グループ予定価格超過だった場合、要求水準を変更することはありますでしょうか？	要求水準の変更は想定していません。
78	入札説明書	12	11		ア 入札方法等 g	「予定価格の範囲内の価格をもって入札する」ことが求められておりますが、今回、予定価格が公表されておらず、想定することも手掛かりがなく、事業計画検討において支障となっております。予定価格そのもの、若しくは価格の範囲をご教示ください。	予定価格（価格の範囲を含む。）は公表しません。
79	入札説明書	12	11	—	第2.2.(2)⑦ア 入札方法等 g	本予定価格の範囲内での入札価格のみ有効であることから、当然ながら当該事業の予定価格を想定して提案を行う必要があります。当該事業の予定価格の考え方は、 【要求水準に基づく発注者さまの標準施設計画案を公共工事積算基準に基づき価格を算定したのから、運営権対価の下限額である税込み100億円を差し引いた価格】という理解で宜しいでしょうか。	予定価格は、施設整備費から運営権対価を相殺した後の残額及びスポーツ博物館の維持管理費の総額の合計です。 入札説明書 第1.3.(7)①運営権対価に記載の「JSCが期待する運営権対価の下限額」は、予定価格の設定とは直接的な関係はありません。 なお、予定価格の詳細な算出方法は、回答を差し控えさせていただきます。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
80	入札説明書	12	11	—	第2.2.(2)⑦ア 入札方法等 g	「当該残置物の撤去費用は JSC の負担とする。」とするとの記載から、当該残置物の撤去費用は入札価格に含めないとの理解で宜しいでしょうか。	該当箇所に当該記載はありません。要求水準書に対するご質問であれば、回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
81	入札説明書	12	13		ア 入札方法等 h	入札執行回数は原則2回を限度としますが、2回の入札で落札されない場合は、どのような対応になるのでしょうか。	入札執行回数は原則2回を限度としておりますが、2回目の入札執行においても不落であった場合、以降の手続きについては独立行政法人日本スポーツ振興センター会計規則等に基づき進めます。
82	入札説明書	12	15	—	第2.2.(2)⑦ア 入札方法等 j	入札保証金についての違約金は、合理的理由なく基本協定を締結しない場合と、基本協定9条10条に基づき特定事業契約が締結されない場合にのみ発生する、という理解で宜しいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は「別紙4 基本協定書（案）」第9条及び第10条に該当する場合に限りません。
83	入札説明書	12	15		第2.2.(2)⑦ア 入札方法等 j	入札保証金についての違約金は、合理的理由なく基本協定を締結しない場合と、基本協定9条10条に基づき特定事業契約が締結されない場合にのみ発生する、という理解で良いか。	質問 No. 82 の回答をご参照ください。
84	入札説明書	12	16		違約金	落札価格に対し100分の8の率を乗じた額とありますが、応募グループが提示した運営権対価に対してと理解してよろしいでしょうか。	違約金は落札価格に対し100分の5の率を乗じた額になります。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
85	入札説明書	12	23		イ 入札価格の記載	入札書（様式 10）に記載の金額（入札金額）は消費税等抜きの金額であり、入札価格は入札金額を 110/100 倍した金額であって、それが予定価格を上回ると不採用になるという理解で良いでしょうか？	入札金額と入札価格（税抜）は同じです。予定価格（税抜）を上回ると不採用となります。
86	入札説明書	12	31		入札の取り止め等	最終的に 1 グループのみの入札となった場合でも競争性が担保されないと認められる可能性はありますでしょうか。複数のグループが入札を検討する中で、それぞれグループ内で何らかの理由があり入札を辞退していった結果 1 グループのみの入札となる場合は競争性をお認め頂きたく考えます。	入札参加者が 1 グループであるという理由のみで、競争性が担保されないとは見なしません。
87	入札説明書	12	31		第 2.2. (2) ⑦ウ 入札の取り止め等	「競争性が担保されない」とは具体的にどのような状況を指すか。	応募者間での調整など公平公正な競争とは見なされない場合を指しますが、詳細は回答を差し控えさせていただきます。
88	入札説明書	12	33	—	第 2.2. (2) ⑦エ 入札の辞退	【様式 12】 辞退届に押印は不要でしょうか。	押印は不要です。
89	入札説明書	13	2		参加資格要件	統括管理業務に携わる企業の固有の参加資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
90	入札説明書	13	2	—	第 2.3 応募グループの構成及び参加資格要件に関する事項	入札説明書に記載のある統括管理業務について、特定事業契約書(案)25 条 7 項では「やむを得ない事由により、統括管理責任者を変更する必要があるとき」とあり、特定事業契約書(案)11 ページの第 11 条 5 項の「統括管理責任者を変更する必要があるとき」よりも厳格な条件のように見えます。「やむを得ない事由」は施設整備業務の配置予定技術者では「病気、死亡、退職等」の例示がございますが 25 条 7 項の記載はどのような条件なのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第 2 回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
91	入札説明書	13	2	—	第 2.3 応募グループの構成及び参加資格要件に関する事項	入札説明書の資格要件に関する記載はございませんが、「提出書類の記載要領」2 ページにある様式 6 に添付する「④経営事項審査の総合評定値通知書の写し」は建設企業について要求されているという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	入札説明書	13	3		(1) 応募グループの構成	応募グループとは、代表企業を含む構成企業と協力企業までで構成され、協力事務所等の再委託先は含まないという考え方で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
93	入札説明書	13	3	—	第2.3.(1)応募グループの構成	「(前略)主として実施する構成企業及び協力企業の法人名」とありますが、SPCが自ら実施する場合はどのように記載すれば宜しいでしょうか。	SPCが自ら実施する場合の携わる業務を記載する欄を設けます。 ご質問を踏まえて、様式集【様式4】応募グループ名称等を修正します。 なお、設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務に携わる企業については、入札説明書 第2.3.(4)～(7)の参加要件を満たす必要があるため、SPC自らが実施することはできません。
94	入札説明書	13	3	—	第2.3.(1)応募グループの構成	「(前略)主として実施する構成企業及び協力企業の法人名」とありますが、主としてない企業は登録不要ということでしょうか。	【様式4】応募グループの名称等については、代表企業、構成企業及び協力企業について全て記載いただくものになっております。また、入札説明書の記載を修正します。
95	入札説明書	13	3	—	第2.3.(1) 応募グループの構成	特定事業契約25条2項で「主たる統括管理業務を行う統括管理企業は、構成企業でなければならない。」とあるが、「主たる統括管理業務」とは具体的にどの範囲を指すか。業務全体の確認、指示管理を行えば足り、実際の業務そのものは受託会社において実施することで問題ないか。46条1項の「主たる建設業務」、76条2項の「主たる運營業務」につき同様。	「主たる業務」とは、当該業務の主要なものを意味します。合理的な説明が可能な範囲内で応募者においてご判断ください。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
96	入札説明書	13	3		第 2.3.(1) 応募グループの構成	特定事業契約 25 条 2 項で「主たる統括管理業務を行う統括管理企業は、構成企業でなければならない。」とあるが、「主たる統括管理業務」とは具体的にどの範囲を指すか。業務全体の確認、指示管理を行えば足り、実際の業務そのものは受託会社において実施することで問題ないか。46 条 1 項の「主たる建設業務」、76 条 2 項の「主たる運營業務」につき同様。	質問 No. 95 の回答をご参照ください。
97	入札説明書	13	3		応募グループの構成及び参加資格要件に関する事項 (1) 応募グループの構成	「応募グループは、事業者が第 1. 3. (4) の特定事業を委託により実施する場合には、～(略)」と記載がありますが、委託により実施せず、出向者が SPC の社員として実施する場合には、「事業者が自らの業務」として実施することとなるため、応募申請書書類には当該業務を実施する出向者を出す企業の担当業務として記載することよろしいでしょうか。	出向者を出す企業ではなく、事業者が自ら実施することを記載してください。 記載方法は質問No.93 の回答をご参照ください。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
98	入札説明書	13	7		第 2.3. (1) 応募グループの構成	<p>「応募グループは、事業者が第1. 3. (4) の特定事業を委託により実施する場合には、同ア a. 設計業務、b. 建設業務、及び c. 工事監理業務、並びにイ. 開業準備業務、ウ. 運営業務、エ. 維持管理業務、及びオ. 統括管理業務の各業務を主として実施する構成企業及び協力企業の法人名を応募申請書類に明記すること。」とありますが、例えば構成企業（単数または複数）が過半数を出資して新設する運営会社へ運営業務を委託する場合は、少数出資者が構成企業や協力企業でなくとも、この新設運営会社は構成企業と同等に見做されるという解釈でよいか。</p> <p>当該規定の趣旨を含め、ここで言う「構成企業」の定義について具体的かつ網羅的にご教示いただきたい。</p>	<p>質問 No. 8 の回答をご参照ください。</p> <p>本事業において、構成企業は「応募グループを構成する法人であって、議決権を保有し、事業者からの委託を受け本事業の業務を実施する法人」を言います。</p>
99	入札説明書	13	9		第 2.3. (1) 応募グループの構成	<p>「主として実施する」とは具体的にどのようなことを指すか。具体の定量基準などあるか。</p>	<p>「主として実施する」とは、記載の業務について応募グループの中で主として実施することを意味します。定量基準はありませんので、合理的な説明が可能な範囲内で応募者においてご判断ください。</p>

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
100	入札説明書	13	9		3. 応募グループの構成及び参加資格要件に関する事項 (1) 応募グループの構成	「各業務を主として実施する」という記載がありますが、「主として実施」の程度について、実施方針に関する質問及び回答一覧 No. 167 でも、同様の質疑がありますが「応募者の判断」と、程度はやや不明瞭であり、各事業者によって異なることも想定されるため、例えば対象業務の統括を行う場合（業務責任者となる場合など）、主として実施する業務に該当すると考えてよろしいでしょうか。	質問 No. 10 の回答をご参照ください。
101	入札説明書	13	9		3. 応募グループの構成及び参加資格要件に関する事項 (1) 応募グループの構成	維持管理業務は、業務区分 a~h と範囲も広く、多くの業務を委託することになると思われますが、事業者が、主として業務を実施する場合、委託先企業名は申請書類に記載しなくても宜しいとの理解でしょうか。	維持管理業務に携わる企業については、入札説明書第2.3.(7)維持管理業務に携わる企業において、参加要件を付しているため、SPC 自らが実施することはできません。
102	入札説明書	13	9		3. 応募グループの構成及び参加資格要件に関する事項 (1) 応募グループの構成	各業務の業務責任者は、議決権を保有する法人からの出向者が務めることで、業務を主として実施することとなるとの理解で宜しいでしょうか。	特定事業の各業務を主として実施することは社員の出向に関係なく当該業務を実施する法人単位で判断されます。
103	入札説明書	13	10		第2.3.(1) 応募グループの構成	「運営業務を主として行う」の定義はどのように理解すればよいか。	質問 No. 10 の回答をご参照ください。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
104	入札説明書	13	10		第 2.3.(1) 応募グループの構成	応募グループにおいて「運營業務を主として行う」構成企業は、入札説明書 2 ページに記載の「ウ 運營業務」のうち、どの業務を行えば「主として行う」の基準を満たすことになるか。	質問 No. 95 の回答をご参照ください。
105	入札説明書	13	10-12		第 2.3.(1) 応募グループの構成	事業者が第 1.3.(4) の特定事業を委託により実施する場合、各業務を主として実施する構成企業及び協力企業の法人名を応募申請書類に明記した場合には、当該構成企業および協力企業から応募グループ内での企業の変更は認められるか。	事業提案書の提出締め切り前であれば、応募グループ内での企業の変更については入札説明書 第 2. 3.(9)によります。事業契約締結後であれば、「別紙 5 特定事業契約書（案）」第 10 条及び第 92 条によります。
106	入札説明書	13	15		(2) 応募グループに共通する資格要件	この資格要件は、構成企業、協力企業の資格要件であり、協力事務所等の再委託先は、これら要件は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。協力事務所の場合、(2)応募グループに共通する資格要件は不要ですが、(4)設計業務に携わる企業、(6)工事監理業務に携わる企業に記載される要件は満たす必要があります。
107	入札説明書	13	15	—	第 2.3.(2) 応募グループに共通する資格要件	【様式 13】参加資格喪失等通知書に押印は不要でしょうか。	押印は不要です。
108	入札説明書	13	15		3. 応募グループの構成及び参加資格要件に関する事項 (1) 応募グループの構成	本事業は神宮外苑再開発事業のなかで実施されますが、再開発の地権者や関係権利者は、情報の非対称性が生じる可能性があるため参加できない、という理解でよろしいでしょうか。	再開発の関係者について、参加の制限はしていません。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
109	入札説明書	13	33	—	第2.3.(2)応募グループに共通する資格要件	入札説明書第2.3.(2)⑤に記載する「誓約書」には、押印は不要でしょうか。	押印は不要です。
110	入札説明書	14	3		第2.3.(2)応募グループに共通する資格要件⑥	「現時点で」とあるが、今後増加する可能性はあるのか。	ありません。ご指摘を踏まえ、入札説明書を修正します。
111	入札説明書	14	4		第2.3.(2)応募グループに共通する資格要件⑥	列挙された法人(当該法人と資本関係若しくは人的関係にある者を含む。以下同じ。)に入札前のコンサルティング業務を委託することは禁止されていないという理解で良いか。(当該法人が応募グループを構成する企業(構成企業又は協力企業)に該当しない前提)	応募グループを構成する企業が、⑥に掲げる各法人に対して、本事業の応募手続きに関するコンサルティング等の業務を委託することは、資格要件に抵触するものではありませんが、公正な入札手続きに影響を及ぼす可能性があるため適切でないと考えます。
112	入札説明書	14	34		(4)設計業務に携わる企業	協力事務所は、再委託先になりますが、設計業務に携わる企業の資格要件を充足する必要があるという考え方で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです(協力事務所は「(4)設計業務に携わる企業」の要件を満たす必要がありますが、再委託先は(4)の要件を満たす必要はありません。)
113	入札説明書	15	9		(4)設計業務に携わる企業	協力事務所も、参加表明するにあたって、開札の時に当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること、と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです(協力事務所は「(4)設計業務に携わる企業」の要件を満たす必要がありますが、再委託先は(4)の要件を満たす必要はありません。)

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
114	入札説明書	15	17	—	第2.3.(4)設計業務に携わる企業④	設計業務について、意匠・構造・設備その他を複数社(共同)で行う場合、グループとして管理技術者及び主任技術者をそれぞれ1名配置すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 設計業務においては、管理技術者並びに総合、構造、電気設備、機械設備及び必要に応じて追加する専門分野の主任技術者を1名ずつ配置する必要があります。 なお、質問 No. 51 の回答もご参照ください。
115	入札説明書	15	17	—	第2.3.(4)設計業務に携わる企業④	複数の設計企業が業務を行う場合、グループとして設計業務を総括する管理技術者及び管理技術者の下で各業務分野を総括する主任技術者の配置は各1名という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	入札説明書	15	19		(4) 設計業務に携わる企業	構成企業や協力企業が、ランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインなどの専門分野への主任技術者を配置することが可能ですか。	可能です。 ただし、追加した分野の主任技術者は各1名とし（兼任不可）、いずれも同種1～3のいずれかに携わった実績が必要です。 認識の齟齬が生じないよう、入札説明書第2. 3.(4)④及び様式集【様式7-2⑥】実績を証する書類（設計業務：配置予定技術者）を修正します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
117	入札説明書	15	19	—	第2.3.(4)設計業務に携わる企業④	主任技術者にその他の独立した専門分野を追加する場合の様式7-2⑥の記載方法について、例えば例示のあるランドスケープデザインやインテリアデザインなどに跨る観点から業務を行う場合は追加する業務分野に「ランドスケープデザイン及びインテリアデザイン」などのように記載して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	入札説明書	16	1	図表5 設計業務における管理技術者及び主任技術者の実績要件	(4)設計業務に携わる企業⑤	音楽系ホール等（観客席2,500席未満）を含む複合施設（延床面積15,000㎡以上）の設計に携わった実績があれば、管理技術者の同種1とみなすことができますでしょうか。	該当する建物用途（音楽系ホール）に係る建物規模が15,000㎡以上であれば同種1とみなせますし、15,000㎡未満であれば同種1とみなすことはできません。
119	入札説明書	16	1	—	第2.3.(4)設計業務に携わる企業⑤	「平成8年度以降本事業の競争参加資格申請書の申請期限までの間に、完成・引渡ししが完了した新築の建築物の設計（基本設計及び実施設計を含む。）の「完成・引渡し」は【新築の建築物】ではなく、【設計業務】の完成・引渡しという認識で宜しいでしょうか。	「新築の建築物」の完成・引渡しです。建築物の完成・引渡しが平成8年以降であれば、設計業務自体は平成8年度より前でも実績とすることは可能です。
120	入札説明書	16	6	—	(4)設計業務に携わる企業⑥	「主たる業務分野である総合分野の業務を一括して再委託しないこと」とありますが、部分的に再委託が可能であるなら、その割合の上限などは設定されていますか。（経費割合に対して等）	部分的な再委託は可能です。割合上限などの具体的な数値設定はありません。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
121	入札説明書	16		図表5 設計業務における管理技術者及び主任技術者の実績要件	第2.3.(4)設計業務に携わる企業⑤	管理技術者、主任技術者ともに「同種3」では、建物用途が規定されていないので、建物規模の要件さえ満たしていれば、用途は問わないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	入札説明書	16	10	—	第2.3.(5)建設業務に携わる企業	「①から⑧に示す要件を満たすこと」とありますが、③と④と⑤はいずれかを満たせば、③④⑤すべてを満たさなくても良いという認識で宜しいでしょうか。	全てを満たす必要があります(②④⑤⑦は該当する場合)。
123	入札説明書	17	11	—	第2.3.(5)建設業務に携わる企業③	建設企業の実績(③ア)において、単体の建設企業が建築工事一式として建築工事、電気工事、管工事の工事種別の全てを行う場合は、A建築工事の実績が建築一式工事として電気工事及び管工事を含むものであれば、B電気工事、C管工事の実績を兼ねる工事実績として1つの工事実績で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 質問の事例では、【様式7-3①】で実施する工事種別を囲むとともに、B電気工事・C管工事を含んだ範囲を受注していることがわかるよう、添付資料を提出してください。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
124	入札説明書	18	18	—	第 2.3.(5)建設業務に携わる企業 ⑤	単体の建設企業が建築工事一式として建築工事、電気工事、管工事の工事種別の全てを行う場合の電気工事及び管工事の当該工事の管理を行う技術者の実績(④イBおよびCの実績要件)は、電気工事のみで発注された実績、および管工事のみで発注された工事の実績だけでなく、建築工事一式として当該工事が含まれていて、その当該工事を担当した実績も含まれるという認識で宜しいでしょうか。	記載の技術者の実績が⑤のことを指しているのであれば、建築一式工事として実施する場合の、電気工事及び管工事の管理を行う技術者の実績は、過去に電気工事及び管工事を含む建築一式工事を担当した実績も、電気工事は図表9に示すBの要件、管工事は図表9に示すCの要件を満たすのであれば認められます。
125	入札説明書	18	18		3. 応募グループの構成及び参加資格要件に関する事項 (5) 建設業務に携わる企業 ⑤	電気工事及び管工事を含む建築一式工事として行う場合、建築工事で図表8のAの資格を所持し、かつ図表9のA,B及びCの実績を全て保持している場合は建築の監理技術者が電気技術者及び管工事主任技術者を兼任できるとの考えでよろしかったでしょうか。	監理技術者又は主任技術者が兼ねることができるのは建築工事で配置される技術者です。 質問の事例の場合、図表8(A)、図表9(A)の要件を満たす管理技術者の他、図表9(A)の要件を満たす建築工事の管理を行う技術者(監理技術者と兼任可)、図表9(B)の要件を満たす電気工事の管理を行う技術者、図表9(C)の要件を満たす管工事の管理を行う技術者が必要となります。 なお、下線部について、入札説明書 第2.3.(5)⑤の記載を修正します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
126	入札説明書	20		図表10 実績要件	第2.3.(5)建設業務に携わる企業⑤	管理技術者、主任技術者ともに「同種3」では、建物用途が規定されていないので、建物規模の要件さえ満たしていれば、用途は問わないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	入札説明書	20	30	—	第2.3.(6)工事監理業務に携わる企業⑤	複数の工事監理企業が業務を行う場合、グループとして管理技術者及び分担業務分野を担当する主任技術者の配置は各1名という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 工事監理業務においては、管理技術者並びに総合、構造、電気設備、機械設備及び必要に応じて追加する専門分野の主任技術者を1名ずつ配置する必要があります。
128	入札説明書	22	1		(6)工事監理業務に携わる企業⑦	「主たる業務分野である総合分野の業務を一括して再委託しないこと」とありますが、部分的に再委託が可能であるなら、その割合の上限などは設定されていますか。 (経費割合に対して等)	質問No.120の回答をご参照ください。
129	入札説明書	22	14		(7)維持管理業務に携わる企業③	「いずれの維持管理企業においても上記①及び②を満たしていること」とありますが、清掃等を委託する協力企業や再委託先においても「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する必要でしょうか。	協力企業は「(7)維持管理業務に携わる企業」の要件を満たす必要がありますが、再委託先は(7)の要件を満たす必要はありません。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
130	入札説明書	22	17		① 配置予定技術者（候補者）	配置予定技術者について、参加表明時に複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出した場合、その中から事業提案書の提出時までに配置予定技術者を決定するよう求められていますが、参加表明時は設計が固まっておらず、配置予定技術者候補の選定を行うことが難しい状況です。事業提案書の提出時までに変更することを許容いただけないでしょうか。	複数名の候補者以外の者に変更することは認められません。
131	入札説明書	22	24		② 配置予定技術者の変更	配置予定技術者が人事異動により役務に従事できなくなった場合は、配置予定技術者の変更は可能でしょうか。	理由を個別に判断することになります。
132	入札説明書	22	24		② 配置予定技術者の変更	病気・死亡・退職等極めて特別な場合で配置予定技術者の変更を求める際には、離職証明書や死亡届の写しなどの提出が必要でしょうか。	JSCの承認にあたり、必要に応じて求める場合があります。
133	入札説明書	22	24		② 配置予定技術者の変更	事業提案書の提出時に配置予定技術者を決定した後、各業務の着手時に JSC に通知し、確認を受けるまでの間について、配置予定技術者を変更することを可能としていただけないでしょうか。	入札説明書 第2.3.(8).②、に記載のとおり、極めて特別な場合でやむを得ないとして JSC が承認した場合以外は認められません。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
134	入札説明書	22		図表12 工事管理業務における監理技術者及び主任技術者の実績要件	第2.3.(6)工事管理業務に携わる企業	管理技術者、主任技術者ともに「同種3」では、建物用途が規定されていないので、建物規模の要件さえ満たしていれば、用途は問わないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	入札説明書	22	24	—	第2.3.(8)②配置予定技術者の変更	「施設整備業務における配置予定技術者は、本施設等の引渡日までの間(途中割愛)JSCが承認した場合の他は、変更を認めない」とあります。本事業はI期とII期を合わせると2034年夏ころまでと非常に長期ですが、I期の引渡し以降は極めて特別な場合以外でも、変更を認めて頂くことは可能でしょうか。その場合、I期終了時に直ちにII期の配置予定技術者を専任する必要があるのか、またはII期が始まる前まで一定の空白期間(配置予定技術者未定の期間)が許されるのかご教示下さい。	理由を個別に判断することになります。なお、入札説明書 第2.3.(5)⑥(19頁) 監理技術者、主任技術者及び技術者について、I期の完成・引渡しから、II期の工事の始期までの間についても配置を要しないこととします(入札説明書を修正します。)

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
136	入札説明書	23	3		③ 配置予定技術者の実績要件（休業期間・感染症対応）	平成8年以前に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）を取得し、平成8年以降に復職した場合は、平成8年初から復職した時点までの期間と同等の期間を平成8年以前に加えることが可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
137	入札説明書	23			応募グループの変更	事業提案書提出までの間において、構成企業等について JSC が認めた場合に限り変更することができるとありますが、落札後の変更も同様と考えてよろしいでしょうか。	事業提案書提出から事業契約締結までの間に構成企業等について変更することは認められません。事業契約締結後の変更は、「別紙5 特定事業契約書（案）」第10条及び第92条をご参照ください。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
138	入札説明書	23	14		(9) 応募グループの変更又は追加	事業提案書提出までの間においては、やむを得ない事情が生じた場合、JSCが認めることを条件として応募グループの変更等が可能とありますが、グループを構成する企業の事情やスケジュール面の制約により2/21の参加表明書提出期限には間に合わないが事業提案書提出までには参加表明が可能という場合にはこの「やむを得ない事情」に該当するという理解でよろしいでしょうか？	グループを構成する企業の事情やスケジュール面の制約を「やむを得ない事情」として認めることはできません。
139	入札説明書	23	14		(9) 応募グループの変更又は追加	参加表明書の提出後、応募グループ内での構成企業から協力企業への変更、協力企業から構成企業への変更についても、やむを得ない場合、所定様式にて手続きすることで可能と考えてよろしいでしょうか。	事業提案書提出までの間にJSCが「やむを得ない事情」と認めた場合に限り、ご理解のとおりです。
140	入札説明書	23	14		(9) 応募グループの変更又は追加	事業提案書提出後において、応募グループを構成する企業の変更・追加は可能でしょうか。 例えば、応募グループを構成する協力企業が開業前において、事業者との間で経済条件に折り合わず受託に至らず、委託先が新たな協力企業になるなど可能でしょうか。	事業提案書提出後は、応募申請書類に記載した応募グループを構成する企業の変更若しくは追加はできません。 質問No. 137の回答をご参照ください。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
141	入札説明書	23	14		(9) 応募グループの変更又は追加	「事業提案書提出までの間においては、応募グループを構成する企業について、やむを得ない事情が発生した場合は、JSC が認めた場合に限り変更することができる。」とありますが、「やむを得ない事情」に文部科学省及び独立行政法人日本スポーツ振興センターからの指名停止は該当しますでしょうか。	該当します。
142	入札説明書	23	14	—	第 2.3. (9) 応募グループの変更又は追加	「やむを得ない事情が生じた場合は、JSC が認めた場合に限り、変更することができる。」とありますが、やむを得ない事情として想定する例をご教示下さい。例えば、建設企業の指名停止による変更は該当しますでしょうか。	質問 No. 141 の回答をご参照ください。
143	入札説明書	23	14	—	第 2.3. (9) 応募グループの変更又は追加	【様式 14】構成企業等変更届に押印は不要でしょうか。	押印は不要です。
144	入札説明書	23	14		第 2.3. (9) 応募グループの変更又は追加	構成企業の変更を JSC が認める「やむを得ない事情」とは、どのような場合をいうか。構成企業が公募手続の中で明らかになった条件その他経済的理由から本事業への参加を断念することは当該事情に該当する理解で良いか。	個別具体の事情を踏まえ、JSC で判断することとなります。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
145	入札説明書	23	14		第2.3.(9) 応募グループの変更又は追加	応募グループを構成する企業（代表企業以外）について、応募申請書に記載したうちの一部の企業を削除し、代替の企業を追加しないことは可能か。	JSCが「やむを得ない事情」と認めた場合に限り、変更（削除）することはできます。ただし、当該企業が担っていた業務を実施する企業についての変更が伴い、当該業務に該当する全ての参加資格要件を満たすことが必要です。
146	入札説明書	23	14		第2.3.(9) 応募グループの変更又は追加	応募グループを構成する企業（代表企業以外）について、応募申請書に記載した企業を削除することなく、新たな企業を追加することは可能か。	JSCが「やむを得ない事情」と認めた場合に限り、ご理解のとおりです。
147	入札説明書	23	14		第2.3.(10) 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会等との関わりについて	本事業以外の事柄に関して、応募グループを構成する企業がJRFU等に接触することは問題ないと理解してよいか。	ご理解のとおりです。
148	入札説明書	23	15	第2、3、(9)	応募グループの変更または追加	応募グループ構成企業の変更を伴わない、構成企業内での代表企業の変更は制限されておりましたが、変更する場合の手続き方法につきご教示ください。	代表企業の変更は認めません。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
149	入札説明書	23	16		第 2.3.(9) 応募グループの変更又は追加	応募グループを構成する企業の追加は原則できないとされているものの、「新たに追加する企業は、参加資格要件のすべて及び応募グループに求められる要件のうち、該当するものを満たすものとする。」という記載もある。これは、「参加資格要件のすべて及び応募グループに求められる要件のうち、該当するものを満たすもの」であれば、JSC は応募グループへの追加を許可するものであり、その他の条件を付さないという理解で良いか。	JSC が「やむを得ない事情」と認めた場合に限り、応募グループへの追加許可することができます。ただし、新たに追加する企業は、「参加資格要件のすべて及び応募グループに求められる要件のうち、該当するものを満たす」必要があります。よって、該当する要件を満たしていたとしても、JSC が認めるやむを得ない事情がない限り、追加はできません。
150	入札説明書	23	18		第 2.3.(9) 応募グループの変更又は追加	「やむを得ない事情が生じた場合」とは具体的に何を指すか。	質問 No. 144 の回答をご参照ください。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
151	入札説明書	23	23	—	第2.3.(10) 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会等との関わりについて	「施設整備業務における配置予定技術者は、本施設等の引渡日までの間(途中割愛)JSC が承認した場合の他は、変更を認めない」とあります。本事業はⅠ期とⅡ期を合わせると2034年夏ころまでと非常に長期ですが、Ⅰ期の引渡し以降は極めて特別な場合以外でも、変更を認めて頂くことは可能でしょうか。 その場合、Ⅰ期終了時に直ちにⅡ期の配置予定技術者を専任する必要があるのか、またはⅡ期が始まる前まで一定の空白期間(配置予定技術者未定の期間)が許されるのかご教示下さい。	該当箇所には当該記載はありません。 質問 No. 135 の回答をご参照ください。
152	入札説明書	23	29		(10) 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会等との関わりについて ①	日本ラグビーフットボール協会、ジャパンラグビーリーグワンのパートナー企業、また、リーグワンの各チームのグループ会社は、構成企業、協力企業として応募グループに加わることは可能でしょうか。	日本ラグビーフットボール協会のパートナー企業、ジャパンラグビーリーグワンのパートナー企業、又はリーグワンの各チームのグループ会社は、構成企業又は協力企業として応募グループに加わる事が可能です。
153	入札説明書	23	30-31		第2.3.(10) 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会等との関わりについて	「②応募グループを構成する企業は、入札公告から落札者が決定するまでの間、JRFU等に接触してはならない。」とあるが、本入札に関わる業務の範囲において接触を不可とするという理解でよいか。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
154	入札説明書	23	31		第2.3.(10) 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会等との関わりについて	「JRFU 等に接触してはならない」とあるが、具体的にどのような範囲か。既に別件で関わっており、本提案に関わらない範囲であれば大丈夫との認識でよいか。	ご理解のとおりです。
155	入札説明書	23	32		(10) 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会等との関わりについて ③	事業者は SPC 設立後、JRFU との連携を図るべく連携協力協定を締結するとありますが、事業者として JRFU 以外のラグビー団体との直接の連携・協力関係の構築は想定していないということでしょうか？	事業者には、SPC 設立後、JRFU との連携協力協定を締結することが求められます。また、事業者には、「別紙1 業務要求水準書」第4章第2節「6. ラグビーその他スポーツの振興に資する業務」を行うことが求められており、当該業務の遂行においては、連携協力協定の締結は必須ではないものの、JRFU 以外のラグビー団体、その他のスポーツ団体とも連携・協力して業務を遂行していくことが期待されます。
156	入札説明書	23	34		第2.3.(10) 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会等との関わりについて	「効果的かつ効率的」とは具体的にどのようなことを指すか。	JRFU との連携協力により本施設の運営業務が効果的かつ効率的に遂行することができることを意味します。
157	入札説明書	24	5		第2.3.(11) 海外における実績の取り扱い	「建設市場が開放的である」とは具体的にどのようなことを指すか。	我が国に対して、建設市場で差別的な措置等を行っていない等、建設市場が開放的であると認められることを指します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
158	入札説明書	24	14		(2) 有識者委員会の構成	前田博弁護士（森・濱田松本法律事務所）は審査員であり、表下に「本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社の PR 資料を提出したりするなどによって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じる。また、有識者委員会の動向等について聴取することも禁じる。」と明記されています。同法律事務所をアドバイザーとして使用することで禁止事項に抵触する恐れのないしその疑義が発生し得ることと考えますが、応募グループの構成に係る資格要件（第2.3.(2)）の⑥に該当するよう修正頂けないでしょうか。	森・濱田松本法律事務所は入札説明書 第2.3.(2) ⑦に該当しているため、応募グループを構成する企業になることはできません。
159	入札説明書	24	12		第2.4.(1) 審査に関する基本的な考え方	「総合的に評価」とは具体的にどのようなことを指すか。	審査及び開札において付与される点数を合計した総合評価点を算出し、総合評価点の最も高い者を落札者として決定することを意味します。「別紙2 事業者選定基準」をご参照ください。
160	入札説明書	25	8		事業提案書に対するヒアリング	事業提案書に対する有識者委員会によるヒアリングには、構成企業だけでなく、協力企業、協力事務所（再委託先）も参加可能でしょうか。	ヒアリングの詳細については、別途応募グループの代表企業に連絡しますが、参加者に制限が設けられる可能性があることを予めご承知ください。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
161	入札説明書	25	8		(3) 事業者選定の方法 事業提案書に対するヒアリングの実施	ヒアリングの詳細については、別途連絡されることですが、いつ頃となる教示くださいませ。ヒアリング対応に備えるべく早期より内容につきましても知りたく存じます。	事業提案書の必須審査後に通知することを予定しています。 入札説明書を修正します。
162	入札説明書	25	10		第 2.4.(3)② 事業提案書に対するヒアリングの実施	「ヒアリングの詳細については、別途応募グループの代表企業へ連絡する」とあるが、ヒアリング内容はどのようなものを具体的に考えているか、また詳細はいつ・どのような方法で連絡を実施する予定か。	ヒアリング内容は、今後、有識者委員会での意見を踏まえて設定します。 連絡方法について、必須審査後に連絡先に記載された担当者への電子メールを想定しています。
163	入札説明書	25	12		開札	入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認とあるのは、運営権対価の下限額として期待される 10,000,000,000 円が基準となるのでしょうか。それとも JSC が支払うサービス対価の上限額が基準となるのでしょうか。或いはその両方でしょうか。	質問 No. 79 及び No. 85 の回答をご参照ください。
164	入札説明書	25	12		③ 開札	開札において、入札書に記載された入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認とありますが、正確には入札書に記載された入札金額の 110/100 倍の金額が予定価格の範囲内か否か・・・という理解でよろしいでしょうか？	質問 No. 85 の回答をご参照ください。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
165	入札説明書	26	7		第 2.5.(1) 基本協定の締結	「別紙4 基本協定書（案）」はあくまで「案」であり、合理的な理由がある場合において内容の加筆修正など協議することは可能か。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
166	入札説明書	26	7		第 2.5.(1) 基本協定の締結	「別紙4 基本協定書（案）」の内容の加筆修正などを協議することが可能である場合、事業提案書の提出前にJSCと協議し修正可否を確認することは可能か（事業提案後に修正協議が整わず、結果としてJSCとの契約が締結できない場合、事業者には違約金支払い義務が発生するため、重要個所の修正可否については、事業提案前に確定させたい趣旨）。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
167	入札説明書	26	7		第 2.5.(1) 基本協定の締結	協力企業は基本協定の当事者から外していただきたいが可能か。例えば基本協定第3条では事業者の設立の主体にも含まれることになるが、株主でない協力企業が含まれるべきではないのではないか。その他、協力企業が過大な義務（違約金の連帯等）を負うことになり、広く本件への協力が得られないこととなる可能性がある。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
168	入札説明書	26	16		基本協定書（案）第13条（本事業終了後の代表企業の責任）	どのような場合に甲が請求する想定でしょうか。過大な責任であり、また同種の案件において一般的に存在する規定ではなく新設 SPC を用いた PFI/PPP の基本的な考え方に反する規定のため、削除していただきたいが可能か。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
169	入札説明書	26	18	—	第2.5.(1)基本協定の締結	印紙の貼付は不要と認識していますが、齟齬がございましたらご教示下さい。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
170	入札説明書	26	20		(2) 特別目的会社の設立等	「一定の条件で議決権を有することとなる株式」には会社法108条に基づく株式を含むとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、「別紙5 特定事業契約書（案）」第92条第4項のとおり、譲渡制限株式であることが必要です。
171	入札説明書	26	26		特別目的会社の設立等	特定事業の業務を受託していない企業が出資を行う場合、当該企業が議決権株式を有することはできると考えてよろしいでしょうか。	特定事業の業務を受託していない企業は構成企業に含まれないため、SPC 設立時に議決権付株式を保有することはできません。
172	入札説明書	26	26		特別目的会社の設立等	代表企業は最大出資比率とありますが、議決権を有する株式での最大出資と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	入札説明書	26	26		特別目的会社の設立等	議決権株式を有しない株式による出資者は、参加表明時に明確にする必要はないのでしょうか。	完全無議決権株式による出資者に関するご質問であれば、協力企業に該当しない限り、参加表明書提出時に明確にする必要はありません。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
174	入札説明書	26 27	30 22		第 2.5. (2) 特別目的会社の設立等 第 2.5. (5) 事業契約上の債権の取扱	事業者の発行する議決権株式や事業者の特定事業契約上の地位及び権利義務、運営権に対して融資金融機関による担保権を設定することは、JSC と融資金融機関との間の協定書が締結されていれば可能という理解で良いか。	「別紙5 特定事業契約書（案）」第 127 条に基づき融資金融機関と締結する協定書において定めます。
175	入札説明書	26	30-32		第 2.5. (2) 特別目的会社の設立等	「すべての議決権付株式による出資者は、特定事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、JSC の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない」とあるが、譲渡先については、既存の SPC 出資会社に限るなどの制限があるか。	「別紙4 基本協定書（案）」及び「別紙5 特定事業契約書（案）」の規定を遵守する必要はありますが、特定の譲渡先を制限することは想定していません。
176	入札説明書	27	1		特定事業契約の締結	落札日の翌日から起算して 90 日以内とありますが、これほどの事業の事業契約の締結ということを考えると短すぎると考えます。120 日程度に延長をして頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。90 日には休日を含まないうえ、JSC の承諾を得て期間を延長することが可能です。
177	入札説明書	27	1		(3) 特定事業契約の締結	「落札決定の翌日から起算して 90 日以内（休日を含まない。）」は、土曜日・日曜日・祝祭日を除いて 90 日以内との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
178	入札説明書	27	1		第 2.5.(3) 特定事業契約の締結	「特定事業契約の締結にあたっては、軽微な事項を除き、事業者の入札書及び事業提案書に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。」とはどのような意味か。事業者が契約内容を提案することが想定されているのか。	事業提案書の内容が特定事業契約の一部を構成するという趣旨です。
179	入札説明書	27	1		第 2.5.(3) 特定事業契約の締結	「別紙5 特定事業契約書（案）」はあくまで「案」であり、内容の加筆修正など協議することは可能か。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
180	入札説明書	27	1		第 2.5.(3) 特定事業契約の締結	「別紙5 特定事業契約書（案）」の内容の加筆修正などを協議することが可能である場合、事業提案書の提出前に JSC と協議し修正可否を確認することは可能か（事業提案後に修正協議が整わず、結果として JSC との契約が締結できない場合、事業者には違約金支払い義務が発生するため、重要個所の修正可否については、事業提案前に確定させたい趣旨）。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
181	入札説明書	27	5		特定事業契約書 (案) 第17条 (JSC 職員の派遣)、別紙5 (JSC 職員の派遣に 係る事項)	①具体的な人員として誰が派遣されるかについては事前に JSC と協議し、事業者としての希望に沿った人員を要請可能という理解で良いか。②派遣期間途中で人員交代を要望することは可能か。③派遣職員が不要となった場合、事業者の要望により派遣を終了することは可能という理解で良いか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
182	入札説明書	27	5		<p>特定事業契約書 (案)第19条(事業者による許認可の取得等)第2項 第22条(要求水準の変更)第2項 第52条第1項、第53条、第54条第3項、第55条第2項、第72条第1項、第73条第1項</p>	<p>本契約全体に関する事項として「JSCの責めに帰すべき事由による場合には、JSCがその責任及び費用を負担する。」などと規定して、JSCが事業者が生じた費用を負担する場合には、事業者の追加費用(実際に生じた実損の補填)のみではなく、事業者における減収もJSCの負担範囲(又は合意延長の場合における計算根拠)として考慮されることを確認させていただきたい。例えば、JSCの責めに帰すべき理由で許認可取得が遅れ、事業開始が遅れた場合には事業者には実損が生じるわけではない一方で、運営期間が短縮される又は開始されたとしても一定の制限が課されることで減収が生じ大きな影響が出る可能性がある。運営権対価額は変更されないこととなっているところ、提案する運営権対価額は現在における要求水準を前提とした事業計画を元にしており、かかる前提が変更された場合には(運営権対価の変更を行わないのであれば)その部分の補填を行うべきであると考え。</p>	<p>ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。</p>

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
183	入札説明書	27	5		特定事業契約書 (案)第51条(事業 用地の与件等)	①「無償貸付契約」は本事業検討の上で重要な契約となるため、早急に様式を開示いただきたい。その他、JSCと事業者で締結を予定する契約があれば開示いただきたい。②また、「事業用地貸付条件等に変更があった場合」とあるが、JSCが一度締結した「無償貸付契約」の内容を一方的に変更することはないことを確認させていただきたい。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
184	入札説明書	27	5		特定事業契約書 (案)第73条(JSC による運営権存続 期間の延長)第1項	運営期間延長は72条の両者合意の場合に限定していただきたい。状況によっては延長することでむしろ事業者として費用が増加し適切な補償の代替となり得ない場合もありうる(3項に基づくスポーツ博物館部分の維持管理費の調整ではカバーされない場合もあり得ると考えられる)。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
185	入札説明書	27	5		特定事業契約書 (案)第75条(本施 設の一部貸付)第2 項	「JSCが別途示す貸付契約書の雛形」を開示していただきたい。また、既存のテナント等、当初から賃借人となることが想定される者(当該者がいなければ本事業の実施に支障が生じる者)がいれば教えていただきたい(警察等の公共主体を含む)。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
186	入札説明書	27	5		特定事業契約書 (案) 第114条(本 施設等の引渡し及 び追加投資の対象 部分に係る補償) 第 2項第1号、第2号	本契約が途中終了し JSC がその費用を負担する場合には、1号については中途終了時点の簿価相当額を補償する理解で良いか。建設途中の場合にいかなる処理となるか含め、中途終了時における処理を明確に記載いただきたい。また、2号の投資についても、JSC が費用負担する場合においては当該費用負担の中に2号に相当する投資部分も含まれうることを確認させていただきたい。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
187	入札説明書	27	7		第2.5.(3) 特定事業契約の締結	「休日」とは、土日祝日の理解でよいか。	質問 No. 177 の回答をご参照ください。
188	入札説明書	27	12		第2.5.(3) 特定事業契約の締結	「軽微な事項」とは、具体的にどのような基準で決定されるのか。	入札手続きの公平性を含めて総合的に判断します。
189	入札説明書	27	15		運営権の設定	入札説明書・要求し純書等の運営権の設定(運営権の効力開始日)は、R10年4月1日を期限とし、想定されていると考えてよろしいでしょうか。	令和10年4月1日は運営権の効力が発生する日の期限に相当するものであり、運営権の設定日は、それに合わせ応募者において適切に判断してください。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
190	入札説明書	27	28		第2.6.(1) 著作権	「JSC は事業提案書の一部又は全部を本事業の選定の目的にのみ無償で使用（公表することを含む。）できるものとする。」とあるが、事業提案書には重要なノウハウ等も含まれることから、公表に当たっては事前に応募グループと協議の上で公表範囲・方法について合意の上で進めることとさせていただきたい。	公表に当たっては、事前に代表企業と協議することを想定しております。
191	入札説明書	27	30-32		第2.6.(1) 著作権	提案内容にノウハウなどが含まれている場合もあるため、公表内容を協議（一部マスキング等）することは可能でしょうか。公表範囲については事前に事業者の承諾を得てから行うようにお願いしたい。	質問 No. 190 の回答をご参照ください。
192	入札説明書	29	5		1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	「実施方針に関する質問及び回答一覧」でも課税に関する回答は御座いましたが、事業者による本施設の運営に伴い固定資産税及び都市計画税が賦課された場合、事業者が負担する理解でありますが、固都税相当額の事業者の負担方法についてどのような会計処理となるのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
193	入札説明書	30	12		契約保証金	あくまでも施設整備業務の履行を確保するためのものであり、開業準備や維持管理運営に関して保証対象とする必要はないと理解してよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
194	入札説明書	30	12	—	第4.5 契約保証金	契約保証金の額について、Ⅰ期工事部分の引渡し前については、Ⅱ期施設整備費部分の10分の1は含まれないという理解で宜しいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
195	入札説明書	30	12	—	第4.5 契約保証金	「Ⅰ期工事部分の引渡後から」とありますが、Ⅱ期工事に着手するまでの間が長期に渡ることから、「Ⅱ期工事の着手から」として頂けないでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
196	業務要求水準書	3	29		(3) 事業範囲	冒頭「本事業は、以下に示す①特定事業及び②任意事業により構成される業務を対象とする」とありますが、新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業特定事業契約書（案）の第4条（本事業の実施）で記載ある本事業の構成には、任意事業の記載がありません。本事業の範囲をどのように理解すれば宜しいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
197	業務要求水準書	5	15		(3) 事業範囲 ②任意事業	「事業者は自ら任意事業を実施することはできない」ため、実際に任意事業を実施する企業が、事業者が行うことになっている「JSCの承認」や「任意事業に係る計画書作成」などを、対応することとしても宜しいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
198	業務要求水準書	5	15		任意事業	自らフィールドを活用して主催するイベントを実施することは、任意事業ではなく特定事業であると理解してよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
199	業務要求水準書	5	15		任意事業	施設の屋根や敷地内の空きスペースを活用して太陽光パネルを設置して事業者に売電するような事業は、任意事業となるのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
200	業務要求水準書	6	4		事業期間	「スポーツ博物館の引渡し日の翌日(引渡後の最初の午前0時)から」とありますが、月末引渡しとした場合は1日 00:00 からと考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
201	業務要求水準書	6	7	図表1	事業スケジュール	「供用開始時期は事業者の提案による」とありますが、引渡日、供用開始日それぞれ事業者任意の提案が可能と考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
202	業務要求水準書	9	29		既存樹木の取扱い	樹木リストにはすべての低木が記載されているわけではないため留意することとあります。 低木の樹種・数量を把握するために、別途資料の公表・提示はございますでしょうか。 別途資料が無い場合、低木の概要・数量について御教示いただけないでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
203	業務要求水準書	9	29		既存樹木の取扱い	「移植可能な樹木」及び「保存、移植に向かない樹木」のうち、解体に支障がある樹木は風致に係る許可等を取得した上で伐採又は仮移植され、それ以外は残置される予定」とあります。 仮移植とは敷地外（事業対象敷地外）の別の場所へ移植されるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
204	業務要求水準書	9	29		既存樹木の取扱い	最終的に敷地内に残置または移植される植栽とは、保存樹木（建国記念文庫エリアのすべての樹木を含む）に加えて、事業者提案に基づき事業者任意の樹木（移植可能な樹木、保存・移植に向かない樹木）が残るとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
205	業務要求水準書	13	19	—	第8節.2. 大規模修繕等	「ラグビーの大規模な国際大会等を開催するにあたり、国際的な基準の変更に伴い改修等が必要となる場合には、JSCの費用負担により必要となる改修等を実施すること」とありますが、この期間中の休業に伴う補償については行っていないのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
206	業務要求水準書	13			損害賠償保険	業務委託先をして保険契約を用意する場合で、当該保険について免責規定があった場合、当該免責部分を契約者が保証することで当該付保要求を満たすと評価いただけますでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
207	業務要求水準書	14	4		損害補償、保険への加入	動産総合保険の加入について、実施方針回答では、当該保険加入経費は「事業者の費用負担で加入してください」とありますが、改めてサービス対価の内訳に含めて良いかご教示ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
208	業務要求水準書	42	8		非常用発電設備	施設整備の要求水準ではありませんが、事業終了前の「連続運転試験」は、維持管理業務の要求水準と考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
209	業務要求水準書	45	1		防犯管理設備及び入退室管理設備	当該設備について、警備会社によるリースやレンタルによる設置は認められますでしょうか。その場合は、事業期間終了後も警備会社とのリース又はレンタルの契約を JSC に引き継いで頂くことは可能でしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
210	業務要求水準書	53	15		事業パンフレットの作成	パンフレットや事業紹介ポスターは、工事着手時及び工事完了時（Ⅰ期、Ⅱ期）に3度作成すればよろしいでしょうか。また、それぞれ部数は何部必要になるのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
211	業務要求水準書	66	7		什器備品調達業務	リースによる調達であれば、事業終了時の調達・設置について免除いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
212	業務要求水準書	68	9		利用料金の改定	物価変動や同種施設の料金相場の変動は利用料金改定の理由になると考えてよろしいでしょうか。また、消費税率が変更になる場合は、当然に改訂されると理解してよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
213	業務要求水準書	68	14		利用料金の減額又は免除	事業者が主催者である場合でも利用料金を支払う必要があるのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
214	業務要求水準書	68	14		利用料金の減額又は免除	JSC や JRFU、JERFU 又は JRL0 が主催する場合でもラグビーの試合又は大会等でなければ、一般の利用料金が適用されると考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
215	業務要求水準書	68	22		予納金	開業準備期間中も前受け金として予納金を受け取ることが可能であると理解しておりますが、運営開始後も予納金は前受け金として処理する必要があると理解してよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
216	業務要求水準書	70	15	第2節(2)③	主催・誘致等	『「秩父宮ラグビー場」の名称全体を変更することは認められないが、シートやゲートなど本施設の一部を単位として設定することも含め、ネーミングライツを設定することができるものとする。』とのことですが、「秩父宮ラグビー場」の名称全体の変更とは「秩父宮ラグビー場」という文字全てを使用しない「神宮前ラグビー場」や「青山ラグビー場」といった名称は認められないが、「秩父宮ラグビー場 in 神宮」や「秩父宮ラグビー場 at 青山」というネーミングライツの設定は認められるという意味でよろしいでしょうか。認められない名称全体の変更例をお示し下さい。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
217	業務要求水準書	70	25		職員研修	「開業に先立って本施設内に事務室を開設すること」とありますが、施設引渡し後を想定されていると考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
218	業務要求水準書	70	32		設備等の試運転等	設備等の試運転の実施、開業前保守点検について、点検仕様は事業者の任意の仕様で問題ないと考えてよろしいでしょうか、	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
219	業務要求水準書	72	32		Ⅱ期施工中	Ⅱ期工事の引き渡し前後に休館日を一定日数設けることは可能と考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
220	業務要求水準書	73	18		3 施設の提供・利用料金収受業務	利用料金収受業務に関して、1日当たり若しくは1月当たりの想定する金額についてご教示頂けないでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
221	業務要求水準書	76	10		急病人等への対応	応急処置の資器材について、想定されているものはありますでしょうか。設置必須のものがあれば御教示ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
222	業務要求水準書	79	1		本施設等の建築設備について	スポーツ博物館部分のサービス対価の扱いについて、専用部分の面積按分であれば、合理的な理由に足るとの認識でよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
223	業務要求水準書	79	12	第1節 総則	7 緊急事態に対する対応	「なお、事業者は、JSCがBCPを作成した場合～」とありますが、JSCはBCPを作成するという理解でよろしかったでしょうか。また、JSCがBCPを作成しなかった場合は、事業者が作成するという理解でしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
224	業務要求水準書	79	20		緊急事態に対する対応	「交通機関のトラブルなどにより、観客やスポーツ博物館の来館者が帰宅困難な状況となった場合は、速やかに受け入れを行う」とあります。 受け入れを行う判断は、最終的にJSC様が行うとの理解でよろしいでしょうか。 また、当該判断の基準、マニュアルがあれば御開示いただけないでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
225	業務要求水準書	79	20		緊急事態に対する対応	状態を確保とは何を指しているのでしょうか？要求される具体的な対応内容について想定があれば御教示ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
226	業務要求水準書	80	21		維持管理に係る記録及び事業期間終了時の引継ぎ	「特別な経費や特殊な知識・技術を必要とする手法は避け」とありますが、事業期間中の維持管理における事業者特有の付加価値提案を否定するものではないことを確認させてください。 御趣旨は施設整備にあたっての要求と認識してよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
227	業務要求水準書	82	26		定期清掃	月1回程度の定期清掃を実施するとあります。 床面清掃などは対象諸室・床材や清掃手法によって適切な実施頻度はさまざまです（年1～12回）。 他、ガラス清掃、照明器具清掃など清掃作業にも種類があり全ての作業において月1回の作業頻度が適切とは言えないと思料します。 ①月1回とはございますが、具体的に求める諸室・箇所があれば御教示ください。 ②要求される特定の箇所以外は、事業者による提案によるとさせていただきますよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
228	業務要求水準書	82	29		外構清掃	排水構等とありますが、「等」について排水溝以外に想定されている具体的な対象について御教示ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
229	業務要求水準書	83	11		環境衛生管理業務	「催事等の実施に伴って発生するごみについては、事業者と運営関係者の事前の調整事項に応じて各々の責任で適正に処理を行う」とあります。 これは、催事主催者に廃棄処理を行わせるなど、施設の運用・利用規則に定めるなど適宜調整することを求められているとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
230	業務要求水準書	83	20		備品保守管理業務	「JSC が整備又は更新する備品」について、具体的に想定されている備品内容・数量等について御教示ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
231	業務要求水準書	83	20		定位置警備	「開場時間外」とありますが、当該時間帯は事業者の提案により定められると考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
232	業務要求水準書	83	26		警備業務	施設を利用される催事に応じて、本業務における定位置警備、巡回警備の内容に関して違いが生じてくると思います。これらの業務の一部を、利用者（主催者等）による負担・利用条件とすることは可能と考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
233	業務要求水準書	83	26	第2節 業務の要求水準	7 警備業務	警備員や設備員の配置計画のための確認ですが、整備する秩父宮ラグビー場は、東京消防庁の「自衛消防活動中核要員対象物」に当たりますでしょうか。（施設整備計画で延面積が基準を超える場合）	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
234	業務要求水準書	89	15		統括管理責任者の配置	統括管理責任者は、現地に常駐が必要でしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
235	添付資料1 用語の定義	2			大規模修繕	実施方針に関する質問及び回答一覧のNo.135、No.281の回答では、大規模修繕の定義が曖昧で、事業者による負担範囲を予見することができません。 大規模修繕の定義として、PPP事業としては一般的に引用されております「建築物修繕措置判定手法（編集：建築保全センター）」に記載される大規模修繕の定義および凡例は、大規模修繕に該当すると理解してよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
236	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	6	36		利用者 wifi	原則、天井設置とありますが、機能面・露出への配慮がなされていれば天井では無くても良いでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
237	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	7	19		集中管理システム	空調の運用のほか、前室・収蔵庫・書庫・一時保管庫の監視は、JSC が主体的に運用・管理されるとの理解でよろしいでしょうか。事業者側との管理区分の想定について御教示ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
238	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	7	36		別途工事・調達	JSC が整備され、本事業の範囲外としている資料記載のものは、事業期間における管理・修繕・更新も JSC にて行うと考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
239	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	7	36		別途工事・調達	記載の備品・設備は、施設利用者向けのものも含んでおりますでしょうか。（博物館施設全体に及ぶものと考えて良いか）	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
240	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	8	20		開館期間等	事業者側が行うメンテナンスについて、開館時では運営に支障が出る作業は、記載の休館日（定期・特定・不定期休館日）で行うことを原則とし、修繕等の当該休館日日数では難しい業務については協議によって定めると考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
241	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	8	30		業務の区分	備品保守管理業務が業務対象区分から除かれております。 備品に紐づいた消耗品などがあった場合は、JSC の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
242	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	8	30		業務の区分	<p>下記の業務・要求水準について、本施設と同様の条件となるのでしょうか。</p> <p>①清掃業務のうち、衛生消耗品や廃棄物処理量の想定が困難です。想定数量を御教示ください。</p> <p>②または、実費精算の対応を御検討いただけないのでしょうか。</p>	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
243	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	8	30		業務の区分	<p>下記の業務・要求水準について、本施設と同様の条件となるのでしょうか。</p> <p>①警備業務は、本施設の常駐警備実施体制による兼務が可能と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>②博物館において、定位置警備を要求されますでしょうか。必要な場合、最低限必要な配置要件（配置場所・人数等）について御教示ください。</p> <p>③開館時間外の電話対応を行う必要がありますでしょうか。必要がある場合、想定される対応内容等について御教示ください。</p> <p>④博物館の場合、防火管理者はJSCから選任されると考えてよろしいでしょうか（権原者はJSCが適当と思料します）。</p>	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
244	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	8	30		業務の区分	下記の業務・要求水準について、本施設と同様の条件となるのでしょうか。 ①修繕業務について、本施設と同様に大規模修繕は JSC 負担による実施と考えてよろしいでしょうか。 ②修繕計画策定等の業務について、本施設と同様に実施が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
245	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	8	33		維持管理コスト計画書	維持管理コスト計画書とは、具体的にどのような内容を想定されているのかご教示ください。 また、事業費内訳書はコスト計画書に内包される資料と考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
246	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	8	33		維持管理コスト計画書	維持管理コスト計画書の目的・目標は、「入札計画時のサービス対価内に竣工時計画の維持管理費を収め、アジャストさせること」との理解でよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
247	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	8	33		維持管理コスト計画書	「事業提案の内容等に照らし、これによりがたい場合は事前に JSC と協議し」とあります。 この主旨は、「当初提案から変更された設計・整備内容に伴い、維持管理の内容が変わった場合に JSC と協議する」という意味でしょうか。 文脈の意図・主旨について御教示ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
248	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	9	1		維持管理コスト計画書	単価根拠とは、具体的にどのような内容を想定されているのかご教示ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
249	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	9	10		業務の期間	引渡から開館までの期間はどの程度の期間を想定されているのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
250	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	10	10		業務の要求水準	建築物保守管理業務、環境衛生管理業務の記載(項目)がありませんが、本施設(要求水準書本書)と変わらないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
251	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	10	10		業務の要求水準	展示ケースは備品扱いとし、建築物保守の対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
252	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	10	13		建築設備保守管理業務	特殊フィルタの交換は、維持管理業務の対象外とありますが、当該交換は JSC で行うという意味でしょうか。 また、空調機自体の保守は事業者が行う（事業範囲）のでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
253	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	10	13		建築設備保守管理業務	特殊条件使用の対象諸室は、温度・湿度管理が必要なようですが、当該諸室の運転監視は、事業者の業務でしょうか。 事業者の業務である場合、異常が発見された場合は JSC に報告を行い、フィルタ交換が必要と判断された場合に JSC に対応されるとの理解で良いでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
254	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	10	17		清掃業務	「清掃時間は、原則として 博物館の営業時間外とする」とあります。 開館時間（10:00～17:00）を除き、作業時間（帯）は事業者にて任意に設定できると考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
255	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	10	30		定期清掃	①指定諸室の年4回、その他範囲は年2回の実施の記載について、床面清掃を指している（ガラス・ブラインド・照明・空調吹き出し口は除く）と考えてよろしいでしょうか。 ②また、床面清掃においても弾性床・硬質床を対象とし、繊維床は除くと考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
256	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	10	36		その他	「週3回、博物館事務室において廃棄物収集を行い（略）」とあります。 事務室内のごみを週3回収集する要求水準との理解でよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
257	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	11	4		(3) 警備業務	速やかに現場に駆け付けと記載されているため、有人警備ではなく、24時間365日機械警備による遠隔監視と駆け付けられる体制があれば良いという理解でしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
258	添付資料3 スポーツ博物館各室性能表				特記事項	一時保管庫1と一時保管庫2・収蔵庫・書庫では、保管する展示物の貴重度が異なるということでしょうか。違いについて御教示ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
259	添付資料5 スポーツ博物館清掃に係る要求水準				展示スペース 一時保管庫1 調査研究室	定期清掃の注釈には移動可能な備品などを移動して清掃するよう記載があります。一時保管庫など清掃対象となっておりますが、展示物など清掃員が触れて支障のある備品・展示物は無いと考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
260	添付資料5 スポーツ博物館清掃に係る要求水準				前室、一時保管庫2、収蔵庫、書庫	特殊条件使用の諸室が項目にありませんが、清掃対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
261	事業者選定基準	3		審査フロー	第3. 審査の手順	ヒアリングは、提案書からだけでは読み取れなかった細部について確認をするために実施するとの理解でよいか。	質問 No. 162 の回答をご参照ください。
262	事業者選定基準	8			B-4 スタジアムの快適性・機能性 スマートスタジアム	<ICT 技術（最新の通信規格・IoT・DX 等への対応）等を駆使し、…具体的な提案がなされているか。>とありますが、この分野は提案書提出から本施設の供用開始までの数年間の間で、大きく進歩する可能性があります。<将来にわたる技術の革新に対応し、継続的にスマートスタジアムとしてのサービス等を提供できる提案がなされているか。>ともありますので、スマートスタジアムに関しては技術の進歩に合わせて提案内容から柔軟に変更していくことが可能でしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
263	事業者選定基準	9			C-1 利用規則 利用調整	ラグビーの試合等との利用調整方法については、JRFU 等との調整が不可欠と思料しますが、契約締結後、本事業提案書において提案した利用調整方法を基に再度提案の機会を頂けるでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
264	提出書類の記載要領	1			(3) 競争参加資格審査書類に関する提出書類 【様式4】	「f. 法人税納税証明書」及び「g. 消費税納税証明書」は納税証明書「その3の3」の提出でよろしいでしょうか。 また、「その3の3」は、eTAXシステムによる電子申請にて交付されるPDF原本を印刷したものでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
265	提出書類の記載要領	2			(3) 競争参加資格審査書類に関する提出書類 【様式7】⑧	「直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係）を証する書類」は、維持管理業務を行う構成企業あるいは協力企業又はこれら企業から事業者へ出向する者（出向者）についても、提出が必要でしょうか。	維持管理業務を実施する者については不要です。 なお、「別紙3 提出書類の記載要領」のイ資格審査書類⑧の記載を「入札説明書 第2. 3. (4)～(6) それぞれに～」と修正します。
266	提出書類の記載要領	43			様式4	構成企業で、携わる業務のない場合の記載方法については、○は付けなくても良いのでしょうか。	構成企業は「応募グループを構成する法人であって、議決権を保有し、事業者からの委託を受け本事業の業務を実施する法人」であり、携わる業務のない企業は構成企業に該当しません。
267	提出書類の記載要領	43			様式4	「一つの業務を複数の企業で分担する場合は、分担する業務の内容について、カッコ内に記載すること」とありますが、構成企業あるいは協力企業の間で、細かな業務分担が決まっていない場合、カッコ内は記載せず、現時点で想定する「携わる業務」に○を付けることで宜しいでしょうか。	質問 No. 53 の回答をご参照ください。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
268	提出書類の記載要領	43			様式4	業務を主として事業者にて実施し、一部の業務を委託する場合、携わる業務欄にはどのように記載すればよいのでしょうか。	質問 No. 93 の回答をご参照ください。
269	提出書類の記載要領	94		様式 A-3-2①	金額の記載単位	左下の記載の注意書きに「※円単位で記載してください」とありますが、各表の右上には「(単位:千円)」とあります。後段の記載のとおり、「金額は円単位で入力し、千円単位で表示してください」と読み替えればよろしいのでしょうか。千円単位表示する際は、千円未満切り捨てでよろしいのでしょうか。	金額は円単位で入力し、千円単位で四捨五入のうえ表示してください。 ご質問を踏まえて、様式集【様式 A-3-2①】投資計画及び資金調達計画表を修正します。
270	提出書類の記載要領	全般			参加資格確認申請	本件の様式には押印欄がありませんが、押印が必要な様式はないという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
271	提出書類の記載要領	様式4			添付書類	添付書類 f、g は直近1年分の未納していないことの証明書を添付すればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
272	提出書類の記載要領	様式4			添付書類	親会社と同じグループで参加する場合は省略してもよろしいのでしょうか。	親会社の提出書類と重複するものについては、重複するものを明記いただいた上で、省略することが可能です。
273	提出書類の記載要領	様式6			関係書類	実績を証する書類及び当該実績を確認するための資料についてコリンズでも実績資料として認められますでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
274	提出書類の記載要領	様式6			関係書類	座席数が確認できる図面等に変えて施設のパンフレットやホームページの施設概要は認めていただけるでしょうか。	実績の確認に必要な情報が読み取れるものであれば、構いません。
275	提出書類の記載要領	様式6			関係書類	体制表がない場合、それに変えて従事証明書を添付することでもよろしいでしょうか。	よろしいです。
276	提出書類の記載要領			様式番号 A-3-2① 投資計画及び資金調達計画表	運営権対価の算出方法	運営権対価は内訳があるものではなく、投資利回りからの逆算から導かれますが、用いた利回り(率)を記載すれば宜しいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
277	提出書類の記載要領			様式番号 E-1① 事業工程計画	地中埋設物の撤去	神宮第二球場、神宮球場の既設の杭撤去などは宗教法人明治神宮にて行うが、事業者が想定する必要な期間を記載する理解で宜しいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
278	提出書類の記載要領			様式番号 E-2 事業全体の実施体制図	企業名	構成企業○、協力企業○ではなく、様式15に合わせて記載することで宜しいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
279	提出書類の記載要領				全般	本事業における提出書類には、押印が必要なものはないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
280	基本協定書(案)	1	10	別紙1 出資者保証書の様式	出資者保証書	出資をしない協力企業に対し出資者保証書について誓約、表明・保証を求める意図をお聞かせ下さい。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
281	基本協定書 (案)	1	10	別紙2 誓約書の様式	誓約書	出資をしない協力企業に対し誓約書について誓約、表明・保証を求める意図をお聞かせ下さい。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
282	基本協定書 (案)	1	20		第1条（目的及び解釈） 第2項（2）	入札説明書定義集と同様に、本協定書においても構成企業の定義が見られますが、事業者からの業務委託を受けなくても従業員がSPCに出向し、主な業務を実施する（業務責任者や業務担当者となる）場合には、構成企業として認められると考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
283	基本協定書 (案)	2	1		第1条 （目的及び解釈） 2（7）	「業務委託契約」には、記載のある2契約（業務委託契約及び請負契約）に加え、出向契約も含まれるのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
284	基本協定書 (案)	3	1		第3条2	完全無議決権株式を取得予定の企業については、協力企業に当たらない場合は、参加表明時の参加表明書等、資格審査書類の記載提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
285	基本協定書 (案)	4	26		第5条2	特定事業契約締結の際には事業者の要望についても協議していただけると理解してよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
286	基本協定書 (案)	6	19, 23		第9条2, 3	第9条3項の15%の賠償金を支払う事態に際しては、第9条2項の10%の賠償金は合わせて支払う必要は無いものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
287	基本協定書 (案)	6	34		談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結時	脚注の落札金額とは入札価格を指すのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
288	基本協定書 (案)	6	35		談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結時	脚注の落札金額とは入札価格を指すのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
289	特定事業契約書 (案)	3	19		第6条（JSCの実施業務） 3	再開発事業に係る工事等、第三者の行う工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を事業者にて行った結果、入札時には想定し得なかった費用が発生した場合、第100条7項に基づき、施設整備費の100分の1を超える額はJSCの負担となるのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
290	特定事業契約書 (案)	4	7		第8条（公租公課の負担） 1	固定資産税及び都市計画税が本施設全体に課税される場合、事業計画に大きく影響します。別添2の各条文からは、課税されるか否かの判断がつきませんが、JSCにて、どのような場合に課税されるのか、東京都に確認いただけないでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
291	特定事業契約書 (案)	4	7		第8条（公租公課の負担） 1	仮に固定資産税及び都市計画税が課税される場合、納税義務はJSCにあるものと思料しますが、JSCから事業者へはどのような費用名目で請求されるのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
292	特定事業契約書（案）	4	7		第8条（公租公課の負担） 1	固定資産税及び都市計画税が本施設全体に課税された場合、事業計画の大幅な変更を余儀なくされます。そのリスクを前提に事業計画を想定する必要がありますが、リスク量の大きさが現時点では把握しかねます。リスク量判断の参考となる、課税の可能性が高い具体的ケースをお示しいただけますでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
293	特定事業契約書（案）	4	7		第8条（公租公課の負担） 2	固定資産税及び都市計画税が本施設全体に課税される場合、納税義務者はJSCであり事業者は負担すべき課税相当額をJSCに支払うこととなります。この場合事業者からJSCに支払う金銭は公租公課では無い為、消費税の課税対象となる場合、事業者の金銭負担が固定資産税・都市計画税相当額以上になる可能性はありませんでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
294	特定事業契約書（案）	8	30		第20条（JSC及び関係者による許認可の取得等） 2	再開発事業の施行にあたっての関係者とは、参考資料2の4,5に記載の企業・団体と考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
295	特定事業契約書（案）	8	34		第20条（JSC及び関係者による許認可の取得等） 3	JSCから通知された条件が、業務要求水準書の内容の変更にあたり、事業者が事業実施するにあたり損害又は増加費用等が生じる場合には、第22条2項⑥により、JSCが費用負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
296	特定事業契約書（案）	11	7		第26条（業務責任者の設置及び変更） 2	設計業務、建設業務、工事監理業務に関する業務責任者の変更も、他の業務責任者と同様に第2項の規定に加えていただけないでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
297	特定事業契約書（案）	15	16		第37条（市街地再開発事業の調整） 3	再開発事業に必要な資料の作成にあたっては、「東京都市計画神宮外苑地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書」等の資料は、事業者として確定後に共有いただけないでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
298	特定事業契約書（案）	15	18		第37条（市街地再開発事業の調整） 4	エリアマネジメントに係る組織に加入する場合、費用負担は生じるのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
299	特定事業契約書（案）	15	18		第37条（市街地再開発事業の調整） 4	エリアマネジメントに係る組織について、JSCは本施設の所有者として加入される予定でしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
300	特定事業契約書（案）	17	6		第42条（契約の保証） 2（2）	I期工事部分の引渡後からII期工事部分の引渡前までの間については、事業用地の引渡しを受ける2033年2月まで長期にわたることから、保証の額について再検討いただけないでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
301	特定事業契約書（案）	21	21		第48条（近隣調整）5	JSCが開催する本施設等の建設に関する近隣説明会、現場見学会、内覧会等に事業者が協力した際に発生した費用は事業者負担でしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
302	特定事業契約書（案）	22	11		工事関係者に関する措置請求	必要な措置について想定がありましたらご教示ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
303	特定事業契約書（案）	24	22		物価等の変動に基づく施設整備費の変更	主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備費が不適当となったときとありますが、コロナ禍によりクラスターが発生したことにより人件費が高騰する可能性もありますので、人件費も対象に含めていただけないでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
304	特定事業契約書（案）	25	5		施設整備費の変更に代える設計図書の変更	施設整備費の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を事業者に変更させることができるとありますが、施設整備費の増額又は負担額の全部又は一部相当分のスペックダウンの理解で宜しいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
305	特定事業契約書（案）	28	10		第66条（部分使用） 1	JSC は引き渡し前においても本施設の使用をすることがあるとの記載がありますが、具体的にはどのような用途で使用されることを想定しているのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
306	特定事業契約書（案）	28	23		契約不適合責任	履行の追完に過分の費用を要するときは、JSC は履行の追完を請求することはできないとありますが、過分の程度について想定がありましたら、ご教示ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
307	特定事業契約書（案）	35		77条	維持管理業務の実施	「下請負者等（維持管理業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求できる」とあります。 下請負者等との契約金額等の開示は、維持管理企業の利益開示に直結しますが、オープンブックでの発注方式を御想定されているのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
308	特定事業契約書（案）	35		77条	維持管理業務の実施	「下請負者等（維持管理業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求できる」とあります。 維持管理企業の採算性について、入札時当初の維持管理費から、大きく赤字、または黒字となった結果に対し、JSC はこれらをどのように扱うお考えでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
309	特定事業契約書（案）	37		81 条	中・長期修繕計画に基づく修繕業務	中・長期修繕計画の策定には施設整備費の内訳を要すると考えられ、計画の協議・合意は施設竣工後の確定図面（竣工図）・整備費内訳が揃った段階で可能になると思料します。 計画の協議は竣工後から開始すると考えてよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
310	特定事業契約書（案）	37	13		JSCによる本施設等の追加投資	特定事業契約の変更には金銭の負担も含まれるのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
311	特定事業契約書（案）	37	27		事業者の保有資産等の追加投資	時価は誰がきめるのでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
312	特定事業契約書（案）	38	11		大規模修繕等	ラグビーの大規模な国際大会を開催するにあたり JSC の負担で必要となる改修等を行うことを想定しているとのことですが、改修中に機械警備利用に制約が生じ人の警備に切り替えた場合、かかる費用は JSC にてご負担いただける理解で宜しいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
313	特定事業契約書（案）	38	11		大規模修繕等	ラグビーの大規模な国際大会を開催するにあたり JSC の負担で必要となる改修等を行うことを想定しているとのことですが、原状回復は予定されていますか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
314	特定事業契約書（案）	38	11		第82条（大規模修繕等） 2	ラグビーの大規模な国際大会等を開催するための施設の改修が必要な場合いつ頃事業者へ通知して頂けるでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
315	特定事業契約書（案）	38			大規模修繕等	本条文の記載は、基本的には中・長期修繕計画を参考に大規模修繕の実施判断についてJSCが行う表現となっております。事業者は施設の機能・維持を担う立場から、事業期間中にJSCに対して大規模修繕の実施を要請する必要性が生じますが、「実施要請」の権利は事業者にもあると考えてよろしいでしょうか、また、事業者の「実施要請」の権利について、第82条に反映いただけないでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
316	特定事業契約書（案）	38	14		大規模修繕等	機械警備業務を外部委託している場合、大規模改修に伴い機械警備に要する機器及び監視カメラシステム機器、出入管理システム機器等を一時的に撤去し再設置する費用はJSCにてご負担いただける理解で宜しいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
317	特定事業契約書（案）	38	14		大規模修繕等	大規模修繕中に機械警備利用に制約が生じ人の警備に切り替えた場合、かかる費用はJSCにてご負担いただける理解で宜しいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
318	特定事業契約書（案）	38	16		大規模修繕等	大規模改修の実施時期・期間・費用は JSC 及び事業者の協議とありますが、協議の結果、事業者が負担することが想定される事項をご教示ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
319	特定事業契約書（案）	38	19		大規模改修等	営業補償ではない事業者の損害について想定がありましたらご教示ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
320	特定事業契約書（案）	40	13		第 89 条（運営権対価） 3	第 2 項の相殺後はいかなる理由があっても運営権対価を返還しないとし、事業者は返還請求権を放棄するものとされていますが、このスキームでは、運営権の資産としての価値が大きく損なわれてしまうため、提案する運営権対価の金額を抑えることに繋がってしまうと考えます。再検討いただけないでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
321	特定事業契約書（案）	47	17		法令改正	JSC が負担する方法により補償されなかったケースについて想定がありましたらご教示下さい。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
322	特定事業契約書（案）	48	3		税制改正	JSC が負担しない事業者に生じた損失（逸失利益を含む）について想定がありましたらご教示ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
323	特定事業契約書（案）	49	7		不可抗力	JSC が負担しない事業者に生じた損失（逸失利益を含む）について想定がありましたらご教示ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
324	特定事業契約書（案）	52	29		事業者事由による解除	財務状況が著しく悪化の程度について想定がありましたらご教示ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
325	特定事業契約書（案）	55	11		第111条（運営権対価の返還に代わる措置）1	第105条、106条に基づき、特定事業契約が解除された場合に運営権対価の返還が行われない理由をご教授ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
326	特定事業契約書（案）	55	16		第111条（運営権対価の返還に代わる措置）2	合理的な範囲で賠償とは抽象的ですが、どのような水準の範囲内で賠償されるのでしょうか。第105条に基づく解除の場合の取扱いについては、第117条1項にも明確な記載が無く、事業者が生じた損害に対してJSCが負担する水準を明示ください。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
327	特定事業契約書（案）	56	31		契約終了による事業者所有資産の取扱い	本事業の実施のために事業者が保有する資産は、全て事業者の責任において処分しなければならないとありますが、事業者が他で流用できると判断した保有資産については処分の対象外としていただけますでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
328	特定事業契約書（案）	56	33		契約終了による事業者所有資産の取扱い	当該資産を時価でJSC又はJSCが指定する者に売却しなければならないとありますが、事業者が他で流用できると判断した保有資産については売却の対象外としていただけますでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
329	特定事業契約書（案）	57	3		契約終了による事業者所有資産の取扱い	本施設等の運営権終了時点における簿価相当額でこれを買取り、事業者はこれを売り渡すものとするがありますが、事業者が他で流用できると判断した保有資産については売り渡しの対象外としていただけますでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
330	特定事業契約書（案）	61	25		秘密保持義務	協力企業は業務委託先に含まれる理解で宜しいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
331	特定事業契約書（案）				別紙2 定義集	(106)「入札説明書等」の定義に、実施方針に関する質問回答を含めていただけないでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
332	特定事業契約書（案）	別紙5	1		JSC 職員の派遣に係る事項	別紙5において、派遣される JSC 職員の主な業務のうち、統括管理業務については、マネジメント業務の中の、「JSC 及び関係機関との連携」を担当されるものと想定してよろしいでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
333	特定事業契約書（案）		9	1 事業期間等 (3) 事業用地	事業用地引渡し時期	本項に定められた事業用地引渡し時期が、不可抗力により遅れた場合、第55条（事業者の請求による施設整備期間の延長）に依って施設整備期間の延長が可能でしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
334	特定事業契約書（案）		9	1 事業期間等（1）本施設	施設整備期間	Ⅱ期の施設整備期間の始期が特定事業契約締結日からとされていますが、事業用地が引き渡され着工可能となるのが、2033年3月と相当先の時期になりますので、Ⅰ期とⅡ期の施設整備を分けることをご検討いただけないでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
335	サービス対価の算定及び支払方法	2		図表1 施設整備費、スポーツ博物館の維持管理費の内訳	スポーツ博物館の維持管理費	スポーツ博物館の維持管理業務に関する水光熱費は、費用の内容に列挙されている項目のうち、どの費用に該当しますでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
336	サービス対価の算定及び支払方法	4	29		第6. サービス対価の改定	Ⅱ期施設整備費については、整備時期がかなり先になること、Ⅰ期施設の運営状況を反映させる必要があることから、整備内容の見直しが生じる可能性もあり得ると考えますが、その場合、Ⅱ期施設整備費の改定の可能性はないでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。
337	モニタリング基本計画	10	1	表6本施設に係る開業準備業務、運営業務、維持管理業務、統括管理業務におけるサービス対価に対する違約金の割合	違約金の請求（本施設に係る業務について）	違約金算定式には、「サービス対価×0.01%」とありますが、ここで言う「サービス対価」とは、スポーツ博物館の維持管理費でしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。

第1回入札説明書等に関する質問回答（入札説明書 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項）

No	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
338	モニタリング 基本計画				スポーツ博物館の 維持管理費の物価 変動に基づく改定	別紙6にスポーツ博物館の維持管理費の 物価変動に基づく改定の方法が記載され ておりますが、事業契約書本文には当該サ ービス対価の改定・変更について記載があ りません。 第58条「物価等の変動に基づく施設整備 費の変更」のように、本文中にてその概要 を定めていただけないでしょうか。	ご質問に対する回答は、第2回入札説明書 等に関する質問回答の中で公表します。